

平成30年 第2回

身延町議会定例会会議録

平成30年6月1日 開会

平成30年6月7日 閉会

山梨県身延町議会

平成 3 0 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 日

平成30年第2回身延町議会定例会(1日目)

平成30年6月1日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度身延町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第7 報告第4号 平成29年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第5号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 議案第47号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第50号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第51号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第52号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第53号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第54号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第55号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 議員派遣の件

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

10番	福與三郎	11番	渡辺文子
12番	川口福三		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦															
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一													
会	計	管	理	者	村	野	浩	人	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	熊	谷	司						
福	祉	保	健	課	長	穂	坂	桂	吾	観	光	課	長	佐	藤	成	人				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	望	月	真	人				
建	設	課	長	水	上	武	正	土	地	対	策	課	長	埜	村	公	文				
環	境	上	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	柿	島	利	巳	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博												

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

平成30年第2回身延町議会定例会の開会にあたり、議員各位には定例会へのご参集に心から敬意を表す次第であります。

本定例会に提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、当議会におきましては昨年同様に地球温暖化防止および省エネ対策に取り組むため、本日から10月31日までの間、上着、ネクタイの着用は自由とします。

執行部におかれましても同様としますので、ご了承願います。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

10番 福與三郎君

11番 渡辺文子君

12番 川口福三君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月7日までの7日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月7日までの7日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程される案件についてはお手元に配布のとおり報告5件、条例案2件、補正予算案7件、諮問3件の合計17件が提案されています。

これらの説明のため本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりであります。

次に3月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布した議会関係諸行事報告

書により報告としますのでご了承を願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

おはようございます。

議長より許可をいただきましたので開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成30年身延町議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただきました。誠にありがたく、お礼を申し上げます。

去る5月12日から20日まで第69回県市町村対抗軟式野球大会が行われ、本町チームが三連覇を目指し善戦いたしました。残念ながら優勝いたしました甲斐市チームに準々決勝で敗れ、三連覇はなりませんでした。

しかし少子高齢化の中にあいながら、若い世代にもスポーツを通じて一体感を感じることができた素晴らしい大会だったと思います。

さて財務省関東財務局、甲府財務事務所が発表しました本年4月の経済情勢報告によりますと山梨県内の景気は先行きについては雇用、所得環境の改善が続く中で景気が回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性に引き続き注意する必要があるとし、総括判断は回復しつつあるとしております。県内景気には光明が差しこんでおりますが、引き続き行財政改革を推進するとともに「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を目指し、総合戦略に基づく諸施策を進めてまいり所存であります。

それではまず、平成29年度の決算処理についてであります。

平成29年度一般会計および特別会計の決算は、全会計において黒字となる見込みでありますことをご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては9月定例会でご説明いたしますのでよろしく願いいたします。

次に合併特例事業債の発行可能期間の延長についてであります。

東日本大震災に伴う合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が本年4月25日に公布、同日施行され合併特例事業債の発行可能期間が現行の15年間から20年間に延長されたところであります。

したがって、平成16年9月に合併いたしました本町の合併特例事業債の発行可能期限は平成31年度から36年度に延長となりました。ご存じのように、合併特例事業債は事業費の95%に充当でき、その元利償還金の70%が普通交付税に算入される大変有利な地方債でありますので、この5年間の延長により今後のまちづくりを推進するための根幹をなす財源が引き続き確保されることとなります。

本町の合併特例債発行限度額は102億2,320万円で、平成30年度までの発行予定額は約57億円となり、平成31年度以降の発行可能額は約45億円であります。

今後の取り組みとしましては、市町村合併特例事業は市町村建設計画に基づく事業でありますので、その計画期間等については旧市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定する手続きにより本町建設計画を変更し議会に付したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

この5年間の期間延長に伴い、今後の合併特例事業債対象事業には新身延中学校の建設をはじめとする各種基盤整備を想定し、合併特例事業債の活用にあたっては、定められた期間内に

事業が効果的かつ着実に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、株式会社キーテックの峡南地域中核工業団地への進出についてであります。

このことについては、去る5月14日に町と議会との合同によりキーテック木更津工場の視察研修を行ったところです。

当日、中日社長からは創業60年を迎えるキーテックのこれまでの歩み、木材にかける思い、身延工場で主として生産する構造用合板についての説明を受け、その後、実際に操業している工場内を生産工程ごとに視察することができました。

視察終了後には議員の皆さまから熱心に質問が出され、充実した意見交換が行われ、大変有意義な視察研修であったと思っております。

町といたしましても優良企業の進出により、本町はもとより峡南地域の雇用の創出や経済効果などによる活性化が図られるものと大きな期待をしているところであります。

現在、キーテックでは来年4月の操業開始に向けてハローワーク等を通じて社員を募集しているところであり、町も全面的に協力してまいります。議員の皆さまにも地元雇用に向けてお力添えをいただきたいと思います。

次に常葉日向宅地分譲事業についてであります。

常葉日向宅地分譲事業につきましては、3月末に造成工事が完成いたしました。現在、分譲区画の面積を確定するための測量業務を発注し、区画の面積が確定したところで登記手続きを行い、販売を開始する予定となっております。

販売の区画数は5区画ですが今後、分譲価格を設定し、おおむね8月をめどに販売開始できるよう取り組んでまいります。

周知につきましては、現地見学会の開催や町ホームページへの掲載、広報やチラシの配布など町内外へのPRを行ってまいります。

議員の皆さまにおかれましても地域の方々はもとより町外の知人や友人の皆さまにも積極的にお声掛けをしていただき、若者などの町内への移住定住の促進にご協力をお願いいたします。

次に身延町子育て世代包括支援センターの設置についてであります。

子育て支援課内に子育て世代包括支援センターを設置することに伴い、母子保健担当を新設し保健師2名を配置いたしました。センターは妊娠初期から子育て期にわたり妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、必要があれば支援プランを策定し保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関との連携により、切れ目のない支援を行うことを目的としております。これにより子育て支援医療費助成などの従来の支援制度と合わせ、本町における子育て支援体制の充実を図ったところであります。

次に身延町のみのぶ自然の里についてであります。

2月1日のオープン以降、平成29年度は221人のご利用をいただきました。平成30年度に入りゴールデンウィークには、ピザ作りやキャンプファイヤーなど体験メニューをそろえたイベントを開催し、町内外から家族連れを中心に約200人に訪れていただき、みのぶ自然の里の素晴らしさを知っていただくことができました。このイベントの影響もあり4月、5月の2カ月間で360人のご利用をいただきました。

今後も利用者が増えるように、町と指定管理者であります身延観光センターとさらに連携を密にし、最大限の努力をしてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、しだれ桜の里づくり事業についてであります。

平成28年、29年度の2カ年で富士川クラフトパーク園内に当面の目標とする5千本のしだれ桜の植栽を完了いたしました。本年度は植栽した桜の苗木の保護や新たな誘客を促進するため、遊歩道沿いにヒラドツツジ等の植栽を進めるとともに、しだれ桜が確実に生育するように維持管理を行ってまいります。

また4月に開催しました初区長会の折、各区に対して公園や公民館等でしだれ桜の植栽可能な場所や本数の把握を依頼したところでもあります。

今後も引き続き町内へ植栽を進め、日本一のしだれ桜の里づくりに取り組んでまいります。

次に身延小学校の開校についてであります。

4月5日に身延町小学校体育館において山梨県教育長代理、峡南教育事務所長様、柿島議長をはじめとする議員の皆さまなど多くのご来賓にご出席をいただき、身延小学校開校式を挙行することができました。

私から依田校長へ真新しい校旗を授与いたしました。また、新たな校歌を大河内小学校の卒業生もいる市川高校音楽部と、これまで3小学校の校歌を作詞していただいた音楽家の覚和歌子先生による合唱でご披露させていただくことができました。

これにより1中3小の教育体制が整いましたので、学びの人づくりを力強く推し進めているところであります。

次に連携型中高一貫教育についてであります。

県立身延高等学校と身延中学校、ならびに南部中学校との連携型中高一貫教育を平成31年度から導入の予定で、去る5月15日に身延高校において山梨県教育委員会、ならびに両町教育委員会によって連携型中高一貫教育の実施に関する協定が締結されました。

今後は中高一貫教育の円滑な実施に向けて、具体的な教育課程の編成や例規の改正など諸準備に取り組むこととしております。

次に生誕300年木喰展の開催についてであります。

7月14日から10月21日までの約3カ月間、中富現代工芸美術館の開館20周年記念事業といたしまして生誕300年木喰展が開催されます。効果的な周知を図るべく5月1日からクラウドファンディングを活用し、幻の木喰仏再現プロジェクトを実施しているほかテレビ、ラジオ番組等の制作も順調に進んでおります。テレビ特別番組は6月30日にYBS山梨放送にて放送される予定であります。

この機会により多くの皆さまに、ふるさと身延の誇り木喰上人の魅力を知っていただきたいと思っております。

町では3月31日に定年退職7名、中途退職3名の10名が退職され、4月1日付けで新人8名を採用いたしました。また鈴木高吉氏に引き続き教育長に就任していただき、平成30年度がスタートいたしました。私どもは、みずからの責任と判断のみずからのまちづくりを行っていくことが求められております。一刻の立ち止まりも許されないことを肝に銘じ、職員全員がスピード感を持って全力で頑張っておりますので、町民の皆さまや議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

なお、平成30年第1回定例会以降、私が出席・参加いたしました主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

以上の2議案については、条例の報告案件ですので一括して町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第1号、第2号についてご説明申し上げます。

まず報告第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

処分事項につきましては1．身延町税条例等の一部を改正する条例であります。

1枚おめくりいただき、専決処分書をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

身延町長 望月幹也

1．身延町税条例等の一部を改正する条例

理由

地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例等の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分する。

次に23ページ、報告第2号。同じく専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

処分事項につきましては1．身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

1枚おめくりいただき、専決処分書をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

身延町長 望月幹也

1．身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分する。

以上であります。

なお、内容につきましては税務課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に報告第1号および報告第2号の内容説明を求めます。

小笠原税務課長。

○税務課長（小笠原正人君）

それでは報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）について、議案説明書に基づき説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

本則に第1条から第6条までありますが第1条は町民税、固定資産税、たばこ税の改正。第2条から第6条は、たばこ税の税率を段階的に引き上げる条文構成となっています。

それでは主な改正について説明します。まず町民税にかかる改正を説明します。

個人町民税の非課税措置の前年所得金額の要件を10万円引き上げる改正です。これは所得税法の改正により給与所得控除と公的年金等控除の控除額を10万円引き下げることに伴い、非課税限度額における基準額等に所要の措置を講じたものでございます。

次に前年所得2,500万円を超えた者には、基礎控除と調整控除を廃止する改正です。これは生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要がないという考えに基づき、特に高額所得のある者に限って控除を廃止するもので、これにより高所得者からの住民税の増額が見込まれます。

次に税事務の電子化に伴い、国税と同様に大規模法人の法人町民税の申告について電子申告を義務化する改正であります。

次に、たばこ税にかかる改正です。

制度を全体的に見直し税率を段階的に引き上げる改正です。これは紙巻たばこの販売量が近年減少幅が拡大しており、今後のたばこ税収は大きく減少することが見込まれる状況にあるため負担水準を見直すこととしたものです。

まず最も一般的な一級品たばこは平成30年をはじめとして平成32年、平成33年の10月1日に国、県、町、合わせて20本入り1箱につき20円、3回で合計60円引き上げる町税分の改正です。

次に旧3級品たばこは今回、国、県、町合わせて20本入り1箱につき30円引き上げることに伴い、平成27年度改正済みの引き上げの施行期日を平成31年10月1日に延期する改正でございます。

続きまして次に最近、急速に普及している加熱式たばこはパイプたばこに分類されており、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税しており、製品重量が軽いため税負担が低くなっております。このため紙巻きたばこへの換算方式を新たにしたため、平成30年10月1日をはじめとし、5年間で5分の1ずつ税率を引き上げる改正でございます。

次に固定資産税にかかる改正です。

まず太陽光発電などの再生利用可能エネルギー発電設備の固定資産税を軽減する規定です。現在も一定の規格を有している、これらの設備については軽減措置がされていますが、今回はその範囲を拡充し軽減を行う改正でございます。

次に平成29年度まで行われていた土地に対する固定資産税の軽減等の特例措置を平成30年度から平成32年度までに、さらに3年間延長する改正です。軽減率などの変更はあり

ません。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

続きまして報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、議案説明書に基づき説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

背景としましては、高齢化の進展等により医療給付費等が増加する状況において高所得者により多くの負担をしていただき、低所得者への軽減措置を拡充したものです。

主な改正は基礎課税限度額、いわゆる医療保険分の課税限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げる改正です。これにより後期高齢分と介護分との合計の課税限度額が「89万円」から「93万円」に引き上がり、高所得者からの国保税額の増収が見込まれます。

次に均等割額と平等割額の5割、2割軽減の判定に用いる所得基準を引き上げる改正です。

5割軽減の対象となる判定所得の算定において、被保険者数の数に乗ずる金額を「27万円」から「27万5千円」に、2割軽減については「49万円」から「50万円」に引き上げる改正です。これによりまして軽減の対象となる世帯が拡充されます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となっています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度身延町一般会計補正予算（第1号））

本案について、町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第3号について、ご説明申し上げます。

報告第1号、第2号と同じく専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

処分事項につきましては1．平成30年度身延町一般会計補正予算（第1号）であります。

1枚おめくりいただき、専決処分書をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

平成30年4月19日

身延町長 望月幹也

処分事項

1．平成30年度身延町一般会計補正予算（第1号）

理由

本庁舎内外の防犯対策および総合文化会館の漏水対策を早急に実施するため、補正予算の必要が生じたので専決処分する。

1枚おめくりいただき、平成30年度身延町一般会計補正予算（第1号）をご覧ください。

歳入歳出予算の補正のところのみ、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,521万7千円とする。

以上でございます。

なお、内容につきましては財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に報告第3号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度身延町一般会計補正予算（第1号））の説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入であります、19款1項1目繰越金に451万7千円を補正財源として予算計上いたしました。

次に7ページをご覧ください。

歳出であります、2款1項5目財産管理費の本庁舎管理費事業、15節に181万7千円を計上させていただきました。この予算は本庁舎内外に防犯カメラを設置するものであります。

次に10款5項4目総合文化会館費の総合文化会館管理費事業、11節に270万円を計上させていただきました。この予算は会館の屋根雨漏りを修繕するものであります。

今回の専決処分につきましては、本庁舎内外の防犯対策および総合文化会館の雨漏り対策を早急に実施する必要が生じたため、関係経費を専決処分させていただきましたのでご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、報告第3号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第7 報告第4号 平成29年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第5号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

以上の2議案については報告案件ですので、一括して町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第4号、第5号についてご説明申し上げます。

報告第4号は平成29年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。また報告第5号は、平成29年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

それぞれ地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上でございます。

なお、報告の内容につきましては、財政課長および環境上下水道課長がそれぞれご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に報告第4号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

報告第4号 平成29年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成29年第4回および平成30年第1回定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいているものでございます。

1ページをお開きください。

2款1項総務管理費の農業振興による六次産業化事業1,790万円を繰り越いたしました。この事業は、あけぼの大豆拠点施設を整備するための工事費および備品購入にかかるもので平成29年度、国の補正予算に伴う繰り越しであります。

2款1項総務管理費の移住定住の促進事業162万円を繰り越いたしました。この事業は常葉日向分譲地造成事業にかかるもので、電柱移設等の日程調整により造成工事後の確定測量業務を繰り越すものであります。

4款1項簡易水道運営費の簡易水道事業特別会計繰出金18万9千円を繰り越いたしました。この繰り越しは、身延町簡易水道事業特別会計における繰越明許事業に伴うものでございます。

6款1項農業費の県営中山間総合整備事業負担金3,210万円を繰り越いたしました。この事業は事業主体である県の繰越明許に伴ったものでございます。

8款2項道路橋梁費の道路橋梁新設改良事業2,967万円を繰り越いたしました。対象となる路線は町道昭和道路線、町道西村平線、町道田原鴨狩線となり関係機関、地権者との協議に不測の日数を要したことにより繰り越すものでございます。

11款1項農林水産業施設災害復旧費の林業施設災害復旧費1,975万円を繰り越いたしました。対象となる路線は林道三石山線、林道富士見山線、林道折八古関線となり、昨年9月および12月の大雨による災害に伴う事業で標準工期を確保し繰り越すものでございます。

11款2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業1億849万9千円を繰り越いたしました。対象となる箇所は町道静川大須成曙線、普通河川亀久保沢川となり、昨年10月の台風21号による災害に伴う事業で標準工期を確保し繰り越すものであります。

繰越額合計は2億972万8千円で既収入特定財源500万円、未収入特別財源の内訳は国県支出金9,697万3千円。地方債1億50万円となり、一般財源は725万5千円であります。

なお、各繰越事業の財源内訳は一覧表のとおりでございます。

以上、報告第4号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に報告第5号の内容説明を求めます。

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

それでは報告第5号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について内容説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成30年第1回定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいているものであります。

1ページをお開きください。

2款2項簡易水道建設費の大島簡易水道事業4,004万8千円を繰り越しました。大島簡易水道配水管敷設工事にかかわるもので、中部横断自動車道建設工事に伴う工事用道路と配水管敷設工事箇所が重複したため、標準工期を確保するため繰り越すものです。

財源として国県支出金1,265万9千円、地方債2,720万円、その他財源18万9千円につきましては一般会計からの繰入金であります。

以上、報告第5号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第9 議案第47号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について

日程第10 議案第48号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について

以上の2議案については、条例案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第47号、議案第48号についての提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第47号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例等の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、身延町介護保険条例等の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に5ページ、議案第48号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町営住宅条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法等の一部改正に伴い、身延町営住宅条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。なお、内容につきましては、福祉保健課長および建設課長がそれぞれご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第47号の内容説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第47号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をいたします。

4ページをご覧ください。

背景等につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令により関係省令の一部改正が行われました。その中には町が条例を定めるにあたって従うべき基準、または参酌すべき基準等が含まれており、関係条例の見直しが必要となったものであります。

内容について説明をいたします。

本条例案は従うべき基準については当該基準どおりに定めることとし、また参酌すべき基準については、これと異なる内容を定めなければならない特段の事情はないと判断し、必要な見直しを行うとともに法制事務上、必要な修正を行ったものであります。

本則の第1条につきましては、身延町介護保険条例の一部改正を規定しております。改正の概要は指定地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護の指定に係る申請者の要件を緩和したものであります。

本則第2条につきましては、指定地域密着型サービスの人員等の基準を定める条例の一部改正であります。

概要につきましては、訪問介護に従事する者を養成する研修として、これまで厚生労働省令に介護職員初任者研修課程が位置づけられておりましたところ、新たに生活援助従事者研修課程が追加されました。これに伴いまして、地域密着型サービスの1つであります指定定期巡回随時対応型訪問介護看護および指定夜間対応型訪問介護に従事する訪問介護員等の定義において、従来の介護職員初任者研修課程修了者に限る旨の規定を追加する必要があったものであります。

その他は法制事務上、必要な修正を行っております。

本則第3条は、指定密着型介護予防サービスの人員等の基準を定める条例の一部改正でありまして中身は法制事務上、必要な修正を行ったものであります。

本則第4条につきましては、地域包括支援センターの人員等の基準を定める条例の一部改正でありまして、改正内容はセンターに配置すべき職種の1つであります主任介護支援専門員の定義が改められたことに伴う改正であります。

一部改正条例の附則におきましては、附則の第2項から第5項まで、先ほどの本則第4条の規定による改正後の地域包括支援センターの人員等の基準を定める条例に規定をしている主任介護支援専門員更新研修に係る経過措置を定めたものであります。

附則第6項につきましては、ただいまの経過措置を新たに定めたことに伴いまして、平成29年身延町条例第18号として公布、施行した地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の附則第2項に規定をしておりました主任介護支援専門員更新研修に係る経過措置を削除するものであります。

施行期日は公布の日であります。

以上、議案第47号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第48号の内容説明を求めます。

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

議案第48号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の5ページをご覧ください。

改正の背景であります平成29年4月、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改正され、認知症患者等の公営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が官公署における必要な書類の閲覧等により把握した収入等に基づき、公営住宅の家賃を定められることとなりました。

このため身延町営住宅条例においても家賃の決定等について、所要の改正を行う必要が生じたものであります。

改正の内容であります、認知症患者等で収入申告等が困難と認める入居者の家賃の決定に係る規定を追加し、その他所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開を10時5分とします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時05分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第11 議案第49号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第50号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第51号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第52号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第53号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第54号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第55号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の7議案は補正予算案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第49号から議案第55号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第49号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

1行目は省略させていただきます、

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ728万7万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億793万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第50号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今後、歳入歳出予算の補正、第1条第1項のみの説明とさせていただきたいと思います。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億708万7万円とする。

次に議案第51号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,414万9千円とする。

次に議案第52号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,374万8千円とする。

次に議案第53号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億977万3千円とする。

次に議案第54号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,609万2千円とする。

次に議案第55号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,837万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,196万3千円とする。

補正予算については以上でございます。

なお、内容につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますのでよろしくようお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第49号から議案第55号までの内容説明を求めますが議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第54号および議案第55号については、内容説明は省略します。はじめに議案第49号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第49号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第2号）について内容説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。第2表 地方債補正についてご説明いたします。

過疎対策事業債は町道改良事業への充当を680万円減額し、木喰展開催事業への充当を710万円増額することから限度額を2億4,820万円とするものであります。また合併特例事業債は町道改良事業に660万円、治山土地改良施設整備事業に420万円増額充当することから限度額を6億9,590万円とするものであります。

8ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。

15款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金に100万円を計上いたしました。あけぼの大豆栽培促進に対する補助金であります。

2節林業費補助金を226万6千円減額いたしました。当初予算に計上した小規模治山事業補助金の採択にあたり、補助率が3分の2から2分の1に変更されたことによるものでございます。

16款1項1目財産貸付収入、1節財産貸付収入に5万5千円を計上いたしました。旧静川小学校プールを農事組合法人 手打沢組合へ貸し付けたものでございます。

20款4項1目雑入、6節教育費雑入を982万6千円、減額いたしました。SAPジュニアオリンピック大会の大会形式の変更による参加者負担金およびコミュニティ助成事業助成金の減額、また木喰展開催事業予算に充てておりました芸術文化振興基金助成金の確定による減額計上でございます。

21款1項3目農林水産業債、5目土木債、7目教育債につきましては第2表 地方債補正で説明いたしました理由による予算計上でございます。

次に歳出について、ご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、4月1日付けの定期人事異動および課等の組織変更に伴う人件費の補正をいたしました。したがって、人件費および人件費にかかる特別会計の繰出金の説明は省かせていただきます。

11ページをお開きください。

2款1項11目まち・ひと・しごと創生事業費の観光資源の魅力アップ事業、11節に345万8千円を計上いたしました。みのぶ自然の里加圧給水ポンプ、ならびに厨房用換気扇の老朽化に伴う取り替えや屋根雪止め等の修繕工事を行うものでございます。

結婚出産支援事業、20節134万円の減額および増額の予算計上は不妊治療医療費助成事業等につきまして、福祉保健課から子育て支援課への事業の所管替えに伴い予算計上をしたものでございます。

17ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費、13節に119万9千円を計上いたしました。中山間地農業ルネ

サンス事業費県補助金を活用し、あけぼの大豆栽培促進事業としてあけぼの大豆ガイドブックおよびテキストを作成するものであります。

18ページをお開きください。

7款2項1目観光費の観光総務費、8節、11節、12節、14節、合わせて25万5千円を計上いたしました。現在、身延町に訪れるアニメ「ゆるキャン」愛好者への早急な対応を図るため、町内の商工観光等の関係者と先進地視察を実施するための予算でございます。

21ページをお開きください。

10款4項2目公民館費の公民館運営事業費、19節に225万4千円を計上いたしました。上沢集落公民館、宮木集落公民館、遅沢集落公民館の施設改修に伴い各集落公民館からの補助金申請に基づき町が補助するものであります。

23ページをお開きください。

10款6項1目保健体育総務費のスポーツ振興事業費を39万6千円減額いたしました。6月末に本町で開催されるSAPジュニアオリンピックの開催形式の変更に伴い、事業を精査するとともに大会内容の変更による予算組み替えであります。

24ページをお開きください。

13款1項17節教育施設整備基金費、25節に70万8千円を計上いたしました。国庫補助金を受けて整備した学校施設を当初の目的以外に転用、貸与、譲与、取り壊しなどを行う場合には、文部科学大臣の承認を経て国庫支出金相当額以上を基金に積み立てることが求められております。このたび旧豊岡小の賃貸借契約更新にかかる積立金が文科省から示されたため、積み立てるものでございます。

以上、議案第49号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第53号の内容説明を求めます。

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

議案第53号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について内容説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。はじめに歳入から説明させていただきます。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金に332万4千円を計上いたしました。公債費への元金に充当するための繰入金であります。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをご覧ください。

2款2項1目簡易水道建設費、15節に3,996万円を計上し、19節負担金3,996万円を減額いたしました。これは大城簡易水道建設事業に伴う県道の舗装本復旧について、県との協議により県事業で施工し負担金として支出する予定でありましたが、県事業が先送りとなったため、負担金から工事請負費に組み替えをするものであります。

3款1項1目元金の財源組み替えを計上いたしました。使用料である一般財源を簡易水道管理費に充当し、一般会計からの繰入金を元金に充当するための財源組み替えであります。

以上、議案第53号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第19 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第20 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは諮問第2号から諮問第4号についての提案理由を説明申し上げます。

まず諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町伊沼719番地

氏 名 深澤正史

生年月日 昭和23年6月24日

提案理由を申し上げます。

平成30年9月30日に深澤正史委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

諮問第3号、また第4号につきましても同じく平成30年9月30日に任期が満了する再任の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありますので、記の部分のみ説明を申し上げたいと思います。

諮問第3号

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町大炊平397番地

氏 名 伊藤稔

生年月日 昭和29年8月6日

諮問第4号

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町波木井4381番地1

氏 名 北川幸弘

生年月日 昭和29年7月3日

以上でございます。

なお、内容につきましては議案説明書の6ページ、7ページ、8ページに添付してありますので、のちほどご覧をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため、内容説明は省略します。

日程第21 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することにしたいと思います。

異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

議員派遣の件は、配布したとおり派遣することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事日程は終了しました。

ご苦労さまでございました。

○議会事務局長(佐野和紀君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前10時28分

平成 3 0 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 4 日

平成30年第2回身延町議会定例会（2日目）

平成30年6月4日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦															
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一													
会	計	管	理	者	村	野	浩	人	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	熊	谷	司						
福	祉	保	健	課	長	穂	坂	桂	吾	観	光	課	長	佐	藤	成	人				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	望	月	真	人				
建	設	課	長	水	上	武	正	土	地	対	策	課	長	埜	村	公	文				
環	境	上	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	柿	島	利	巳	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博												

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野和紀

録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

質問通告書により一般質問をこれより行います。

まず1番目でございますが、今後の町の予算にかかわる問題でございますが、財源見通しと、それに伴う事業の評価制度について、ご質問を申し上げます。

町の予算、財源、今後5年間の町の予算の収入、一般財源、自主財源等含めまして、その財源の見通しにつきましては、担税力ある働き手の減少でございますとか、合併に伴うところの交付税等の優遇措置の廃止等が予測されることから、財源の見通しにつきましては極めて厳しいものと推察をするものでございます。

そこで町当局におかれまして今後5年間の財源の見通しについて、どのようにお考えになっているのか、大まかで結構でございます。数字等でお示しをいただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

伊藤議員のご質問であります今後5年間の財源見通しについて、お答えいたします。

ご承知のとおり本町の一般財源は、人口減少に伴う町民税の減少や地方交付税における合併算定替えの段階的縮減により年々減少しているところでございます。

そのような中で地方交付税の段階的縮減は平成31年度に終了し、平成32年度には一本算定となります。本町の財政力指数は現在0.27であることから歳入の40%を占める地方交

付税への依存度は大変大きく、効率的かつ柔軟な財政運営が求められております。

平成29年度の決算見込みで申し上げますと約95億円の歳入決算を見込んでおり、主な一般財源である地方税は約14億円、地方交付税は約44億円となります。

このような状況を踏まえ、平成29年度歳入決算額をベースとして5年間の財源を見通しますと本町の一般会計は平成32年度からの地方交付税一本算定を考慮し、有利な地方債である過疎対策事業債、ならびに合併特例事業債や基金等を活用いたしまして85億円から90億円の歳入を見込んだ財政運営を想定しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、述べられたとおり今後の5年間の財源が厳しくなることは明白であります。とりわけ地方の借金も1,080兆円を超える莫大な負債を抱えているわけございまして、国にあっては基礎的な財政収支の黒字を2025年度まで伸ばすというような、そういうお考えのようでございます。

そういう中で当然、少子高齢化、身延町はある意味では先例をいっているわけでございますけども、介護でありますとか医療等々、高齢者向けの福祉施策に関する財政需要、これは増大する一方であるというふうに思いますし、しかしながら一方、先ほどお答えがあったとおり収入財源見通しが厳しくなる状況の中で、非常に財政が厳しくなるということを私どもは危惧をするわけでございます。

そこで今後の取り組みといたしましては、当然、今実施をされております各事業、厳しく査定をする中で予算の、ある意味では資源でございますね、人、物、金でございます。選択集中による効率的な予算の配分が必要だと常々考えております。すなわち事業のスクラップ・アンド・ビルドでありますし、不要な事業については廃止をするということであろうというふうに思います。

いったん予算化するとなかなかそれを廃止するのは難しいというのは、私もいろんな仕事をさせていただく中で経験をいたしております。そこで事業を廃止するためには、その根拠となる事業の評価制度が必要だと思うわけでございます。一般の町民の皆さん方になぜこれを廃止するのかというような事由が明確になる必要が大切だと思うわけでございます。

現在、数値化された事業の評価制度導入を行っておられるのかどうか、なかなか難しい問題ではございますけども、お尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

経常的、ならびに継続的な事業に対しましては、予算化された事業に対しましては、予算査定時のヒアリングや決算審査等でその必要性や事業効果等を確認し、今後の継続の有無について検討しております。

また新規事業の採択につきましては、身延町事務事前評価庁内検討会設置要綱によりまして事務事業計画の立案および検討段階において、将来的な負担や事業効果、必要性および他事業

へ及ぼす影響等、関係する課で調整し、当該事業のその時点での実施について検討を行っているところでございます。

さらに平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間といたしました身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の各事業につきましては、身延町総合戦略検証委員会における外部評価もいただいているところでありまして、本町におきましては評価制度が導入されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

評価制度は非常に厳しい、難しい問題でございます。当然、町長の考え方も、それに組みまなくてはいけないし、また評価制度になじまない事業も数多くあるかと思えます。しかしながら、そういう事業の評価については常に実施するにあたって、それがどういう費用対効果をもつかということ念頭において、事業を進めていただくことを希望するものであります。

また職員、人件費等、これはある意味では聖域な部分であるのかもしれませんが、財政が厳しくなる中で、人件費等にも踏み込んでその中身を検討されるようお願いをいたしたいと思えます。

次に、あけぼの大豆の六次産業化に伴う販路開拓等についてお尋ねを申し上げます。

平成28年、29年度の事業において、ほぼ加工所でございますとか備品の購入などのハード面に関する事業は終了したかと思うわけでございますが、そういう中で本年度の事業、何をメインとして行うのか、ご説明をお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の重点施策として、平成27年度からあけぼの大豆の六次産業化に取り組んでおります。昨年度、あけぼの大豆拠点施設として空き校舎となった原小学校を活用し枝豆大豆選別室、農機具用倉庫、枝豆加工室、大豆加工室を整備し、枝豆の選別機導入による共撰所の稼働、はね出された枝豆の加工販売、大豆の加工販売、新商品の開発に取り組み始めました。

今年度につきましては、加工品の製造販売を本格的に開始し、残るハード事業として国の中山間所得向上支援事業補助金を活用し、味噌加工室を新たに整備するとともに大豆・枝豆の洗浄室やエアシャワー等を設置し、より安全・安心な加工品の生産ができるよう今秋完成を目標に整備を進めます。また、昨年度に引き続きあけぼの大豆振興協議会が主体となり、矢細工試験圃場においてあけぼの大豆の栽培調査の実施、町内各地において産地フェア、枝豆収穫体験等を実施します。

今後は農業法人等による拠点施設の運営を目指す中で、生産物の出荷経路の確立、品質の統一を図り、加工品販売による収入確保に向けてさらなる取り組みを開始します。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ハード事業については、本年度も継続して一部おやりになるということでございますけれども、当然に本年度の主たる目的といいたしましても、事業の中身、これは永年の仕事であるのかもしれませんけれども、新商品の開発でございますとか商品の販路開拓、ソフト面の充実が求められるかと思うわけであります。

私も加工所へ行って内部を見させていただいたわけでございますけれども、冷凍食品等を含めて新商品開発がなされているということを目のあたりにしたわけでございますが、新商品開発の現状について、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

新商品の開発につきましては、加工品9品目のレシピが昨年度事業により、すでに完成しており、製造体制も整ったため現在は各種イベントやJAふじかわ、中富直売所等にご協力をいただき一部商品の試験販売を実施しております。

今年度はブランド化を意識したパッケージデザインを秋までに完成させ、新商品の販売を本格的に開始いたします。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

新商品の開発、何種類かされているかと思っておりますけれども、具体的にちょっとその新商品のご説明をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

9品目につきましては、いずれも冷凍食品でございます。大豆関係が4品目、枝豆関係が5品目でございます。枝豆の焼売、塩麹漬け、七宝煮、淡々煮等でございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

新商品開発、それぞれ努力をされているということは分かるわけでございますけれども、新商品の開発をされたといいたしましても、それが市場に出回ることで、販売されなければ、これは何の意味もないわけございまして、つまり新商品の販路開拓が極めて重要になってくるかと思うわけでございますけれども、その商品の需要開拓、販路開拓、本年度どのような形で行われるのか具体的にご説明をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

六次産業化を目指す中で、まずは鋭意、地産地消を進め、また平行してインターネット販売の環境を整える等、農家の利益を最優先に考えマーケティング調査の結果を踏まえ、商品のロット数等を含め慎重に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

マーケティング調査されたということでございますけれども、新しく開発された商品、販売の対象、販路の拡大をするための対象を一般消費者にするのか、あるいは飲食店等、業務用対象にするのか、ある程度、的を絞った形での商品販売、販路開拓が必要になってくるかと思うわけでございますけれども、当面、その販路先でございますけれども、具体的にどこをを考えておられるのか、ご説明をお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

当然、一般消費者を対象といたしますが、目標といたすところは、おいしいものは多少お金を出しても買うというお客さまを目指して販路を拡大していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今後のことを考えますと、やはり商品の生産と販売、卸でございますけれども、これを法人化して、いずこかがおやりになることは理解できるわけでございますけれども、責任を持って中心になって、これを担う、そういう組織が必要だと思っておりますけれども、今、お考えになっている組織というのはどういうものを想定されているのか、あるいはこれから新しくそういう組織をつくるのか、それとも既存の組織を利用する中で販売、販路開拓等を行うのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

現在、考えておりますのが、現在の農業法人等を中心としてお声掛けをさせていただいておりますが、現在、他町からもあけぼの大豆の栽培に、特に興味をしている団体がございます。そういう方たちと鋭意協議をして、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に新商品の販路開拓、具体的なご提案でございますけれども、身延町にはいろんな特産品がございます。和紙の加工品でありますとか、ゆばとか竹炭製品、その他もろもろの特産品があるわけでございますけれども、これはあくまでも提案でございますけれども、そういう中で冷凍食品がそれに一緒になって、つくられるかどうかは別にいたしましても、そういうギフト商品をつくって、町民の皆さま方に積極的に利用をしていただく。ないしは、町および町の団体等がそういう町産品、県産品は山梨県の県産品でございますけれども、町産品でございます。町の産品を積極的に優先利用することが極めて販路開拓につきましては大事だと。そこで商工会など経済団体と連携して、そういうギフト商品づくりを推進する計画はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

昨年度、西嶋和紙を活用した贈答用の箱を作成しており、パッケージデザインも含め消費者の方々から大変好評をいただいております。今後は予約販売を中心にインターネット販売の環境を整え、他の特産品も含める中で他団体と連携したギフト商品づくりも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

併せてでございますけれども、山梨県では平成29年度から、4月1日から山梨GAP認証制度をスタートさせております。これは農業生産工程管理システムと、GAPという名称でございますけれども、具体的には農業者みずからが農業生産工程における一連の生産過程工程におけるプロセスチェックを行うと同時に安全・安心な農産物の生産でありますとか、環境に配慮した生産などを実践する、そういう産地PRをしていく、そういう制度でございます。県の認証を受けた生産者の生産物に関しましては2020年、東京オリンピック・パラリンピック東京大会組織委員会の調達基準を満たすことができるということでございます。

そこでやはり知名度を上げると同時にブランド力をさらに強化するために、あけぼの大豆につきまして農業生産工程管理GAP、手法の導入を推進し、そしてこのGAPへの申請を生産者に対して指導していく計画はあるか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えいたします。

山梨GAP認証制度は平成29年7月1日スタートとまだ日が浅く、制度自体が生産者に周知されていないのが現状でございます。今後は山梨県のご協力をいただきながら、GAPにつ

いての学習会を実施する中で制度の活用を検討していきたいと考えております。

なお現在、身延町あけぼの大豆振興協議会として地理的表示G Iの取得に向けて鋭意、取り組んでおります。このような制度を活用することで、あけぼの大豆のさらなるブランド力強化を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君にお尋ねしますけれども、通告の1の の質問について質問されていないように思いますけれども、 の遠藤財政課長の答弁で終了ということによろしいんですか。 の今後の行財政改革をどのように進めていくかという、この部分です。

○2番議員（伊藤達美君）

失礼いたしました。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

当然、日常的に財政改革、不断にこれは事務事業の見直し等、行われていることは承知いたしておりますが、さらなる財政的な厳しさがこれから予測される中で、人件費等を含めて厳しい行財政改革の推進が求められるかと思うわけでございます。

そこで今後の町としての行財政改革に対する基本的な考え方のお示しをお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

本町の行政改革大綱では、地方自治法第2条第14項の地方公共団体はその事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないの規定に基づきまして、知恵と工夫による地域の発展を基本理念に掲げ、達成目標として小さくて効率的な役場経営を目指し、取り組み方針として職員一人ひとりが改革実行の担い手を自覚し、取り組むこととしております。

本町歳入の40%以上を占める地方交付税も先ほど財政課長が説明しましたとおり、減少等により縮減をされています。また、人口減少と高齢化による個人住民税の減少など今後も歳入の減額が見込まれるため、効率的かつ柔軟な財政運営が求められます。

これに対処するため事業を精査し、執行にあたっては国・県の補助金を確保し、有利な地方債を活用するとともに繰上償還を行い、起債残高の削減に努めてまいりました。また、職員数につきましても定員適正化計画に基づき職員の削減を実施してまいりました。

しかし町民の皆さまの福祉増進を推進するためには、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業など、必要な事務事業につきましても、しっかり実施していかなければなりません。

今後も引き続き行財政改革を推進する中で、組織として経営サイクルであります計画プラン・実施ドゥー・評価チェック・改善アクション、いわゆるPDCAサイクルを円滑かつ効果的に実効的に循環させるとともに全職員が行政問題を共有し知恵を出し合い、最大限に能力を発揮し、職員の行動改革の推進と健全な行財政運営の推進を重点課題に位置づけ取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

行財政改革、極めて重要な仕事だというふうに思います。私もそれなりに勉強をいたしましたけれども、さらに今後継続的に勉強をする中で、この行財政改革については積極的に、また質問をさせていただきます。

次に荒れ果てた、そして放置された空き家対策についてご質問を申し上げます。

全国的に見まして空き家が増加していることは皆さんご承知のとおりでございます。2013年、総務省の土地統計調査によりますと総住宅戸数6,063万戸のうち約13.5%が空き家だということであります。そして山梨県の空き家率が17.2%で、これは全国で最も高いということでございます。これは二次的な住宅は除外、つまり別荘等でございます。除外をした数字でございます。

そこで将来におきましても空き家が確実に増えているということは、私ども日常的に町を歩いておれば明白でございます。そういう中で町当局にあって、空き家の調査等を行った経緯があるのかどうか。あれば、その結果について数字で結構でございますが、報告をお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えいたします。

町では空き家の調査を平成23年度と平成27年度に実施しております。平成23年度は町内に多数存在する空き家の状況を把握するため実態調査を行いデータベース化を図り、台帳を整備しました。平成27年度は空き家バンクへの登録を促進するため、平成23年度の調査結果を活用しながら自治会への照会、現地調査による居住の確認、管理者また所有者の特定を行い、空き家の数の把握および管理状況をデータベース化するとともに空き家所有者に対して空き家バンクへの登録意向調査を行いました。

調査結果につきましては、平成27年度調査においては、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに鑑み、適切な管理が行われていない物件についても調査を行い、把握した空き家と思われる数は町全体で1,939件、そのうち所有者みずからが今後、住居として使用しないと意向を示して空き家台帳に登録したのは405件でした。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

町が空き家対策として空き家バンクを行っていることは承知をいたしております。この制度に関しましては、これは地域再生のための前向きな事業だというふうに理解をいたしております。とりわけ古民家の再利用については、ぜひとも進めていただくようお願いをするわけでございますけれども、問題は相続人が分からずに放置されたままの空き家でございます。これを放置しておきますと、倒壊の危険性でございますとか衛生面、環境面などいろんな周辺の人

たちに対して問題が生じることは、皆さん方ご承知のとおりだと思います。これら問題は看過することはできない、見過ごすことはできない問題でございます。そしてこの状態を放置しておきますと、やはり地域の衰退にこれは拍車をかけることになるのではないかというふうに関心をいたしております。

これら、ある意味では負の遺産であるのかもしれませんが、空き家に対して町は今後どのような対策を講じていかれるのか。併せて、これら諸問題を解決するためには、私も多少、勉強をさせていただきましてですけども、全庁的な取り組み、対応が必要だと強く感じておりますけれども、当面いずこの課が窓口となって進めていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

ご質問の放置されている空き家については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空き家に分類される空き家だと思われませんが、山梨県では空き家等対策市町村連絡調整会議を国、県、市町村、ならびに民間が一体となって空き家対策に取り組むこととし、平成27年4月に発足しました。この協議会では空き家対策の情報交換、技術的指導、相談体制の充実などを目的としていますが、本町もこれに参画しています。平成30年度には県の新規事業として、オール山梨空き家無料相談会事業が創設され、県内市町村の空き家対策にかかる広域的な相談体制が確立されつつあります。本町においても県の施策の情報収集に努めるなど、今後の空き家対策に取り組んでまいります。

次に空き家対策にかかる町の窓口についてですが、移住施策の空き家バンクについては企画政策課が窓口として事務を取り扱っております。今回の特定空き家に該当すると思われる相談については、その相談内容に応じてケース・バイ・ケースで関係する担当課で協議・調整する中で対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今の担当課に関する質問、問題でございますけれども、それぞれが私もいろいろな問題が地域で起きた際にいろんなところへお聞きをしましたけれども、なかなかその窓口が明確ではないということを強く認識をした次第でございます。今、あの答弁ではいずこの課が窓口となるかはそのときに応じてということでございますけれども、ぜひともこれは1つの課が窓口となって当面、仕事を進めていただくようお願いをいたします。

次に放置されたままの荒れ果てた空き家、今、ご回答の中で特定空き家と言われましたけれども、これは空き家に対する特別臨時措置法の中での規定された言葉ではございますけれども、放置されたままの荒れ果てた空き家、環境美化という側面から見て、これは看過できない由々しき問題でございます。周囲の人たちに非常に大きな、これは迷惑をかけるわけでございます。場合によっては建物が倒れて、そこに通行人、自動車等に被害を及ぼすような、そういう危険性があるような家もあるというふう聞いておりますけれども、なかなか抜本的な問題解決が難しいということは、私、承知をいたしておりますけれども、当然、観光立町を目指すという

ことであれば、これら負の遺産である放置された空き家、草刈り、木々の伐採等、空き家の管理については何らかの形でなくてはならないというふうに強く感じておりますが、当然、その地権者が第一義的にその責務があるわけでございますけれども、そういう空き家の地権者に対して、どうのご指導をされているのか、お聞きをいたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

空き家であっても個人の所有物件であり、所有者により適切な管理が行われていれば空き家の雑草や樹木が周囲に及ぼす影響はありませんが、空き家の所有者が遠方に住んでおり管理意識が低い場合や相続を契機に管理責任が不明確になるなどの場合により、空き家は管理不全に陥りやすくなっていると考えられます。また、さまざまな事情により管理したくても管理できない所有者もいることも想定されます。

ご質問のありました地権者の指導についてであります。過去に苦情、要望、問い合わせなどはありませんでしたが、29年度において1件の要望がありました。要望の内容については雑草や樹木が生い茂り、隣接地の居住者に悪影響が及んだためでした。

指導の内容につきましては、空き家所有者に対して現地の状況写真を添付して勧奨通知を送付し適切な管理をお願いしたところであります。

今後も環境美化、景観の保全等、さまざまな状況があると考えられますが、空き家の隣接住民や地域の皆さまのご協力をいただく中で適時対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

地域の人たちも放置された荒れ果てた空き家に対して、これは無関心ではいけないわけでございます。中には有志が協力して草刈りやゴミの処理を行った地区もあるというふうに聞いております。その際、いくらかの経費がかかっておりまして、衛生組合等へのゴミの持ち込み、あるいは除草剤等々でございます。これはその地区の有志が負担をしたというふうに私、聞いておりますけれども、なかなかこれは私見の問題、私ごとの基本的な人権にかかわる問題でございます。他人の土地に勝手に人が入るわけにはいきませんし、その地権者等々の了解を得た上でやらなくてはならないけれども、やむを得ず地域の人たちがそうせざるを得なくなった、そういう経緯の中でいるんなら経費も負担をいたしましたわけでありまして、こういう経費に対して町で助成する制度はないものか、お聞きをいたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

基本的には個人の所有物件、財産であるため、所有者の良識により適切な管理を行うことだと思っております。ご質問のありました助成制度についてであります。現在のところ個人の所有地、所有物件に対して除草、樹木の伐採、ゴミの処分費に対する費用については、公平性

の立場から助成、補助金制度はありません。地域の皆さまにもご協力をいただき、所有者へ現状をお伝えしていただくとともに、町としても各課と連携して所有者の管理意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今の答弁にみられるように行政、現状においては残念ながらなかなか何もできないことが明白でございまして、そういう中で先ほども述べられたとおり空き家対策に関する特別措置法が施行されたことを鑑みまして、甲斐市なんかは極めて先進的な自治体だというふうに私、その空き家対策に対しては感じております。必ずしもこれ身延町、比較はできないのかも分かりませんが、そういう特別措置法が施行されたことを機に、ぜひともこの負の遺産であります空き家対策に対して何らかの対応策を講じていただくようお願いをするものでございます。

次に最後の質問に移らせていただきます。

交流人口の増加についてでございます。

交流人口というのは、町を訪れる人たちのことを示します。定住人口がなかなか難しいことから、こういう概念が一般化したわけございまして、山梨県の場合はリンケージ人口というふうにも呼んでおります。あるいはまた関係人口、町との関係がある人のことも含めて関係人口というような、そういう言い回しもございます。具体的には別荘の所有者などの2つの地域に居住する人口でありますとか町出身者の帰郷人口、身延町から県外に出た人たちが定期的に地元に戻ってくるという人口。それから一般的には県外から訪れる宿泊者、観光客でございます。それを例示することができるかと思うわけでございますけれども、当面この中で重視すべきものとして、町とゆかりのある身延町出身者、帰郷される人口を増やすための県外在住身延町出身者との交流が大事ではないかと常々考えております。昨日も山梨県の県人会連合会の総会があったというふうに私、聞いておりますけれども、そういう中で現在、身延町にかかわるような、県外における同郷人会、県人会等の会員制の組織について、町としてどの程度把握をしておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

ご質問の同郷人会、または県人会等の会員制組織として町が把握しているものは、旧中富町原地区出身者で組織している東京原村会があります。合併後、数年は原村会との交流もありましたが、会員の高齢化とともに現在は途絶えております。

県人会組織として代表的なものは全国で活躍されている山梨県出身者で構成される、先ほどお話にありました山梨県人会連合会がありますが、連合会でも会員の増加を図るため東京原村会への参加を働きかけた経過もありますが、現時点では会員の高齢化等により会の存続も不確定とのことから流動的な状況だと聞いております。

なお、町にゆかりのある組織として身延高校卒業生による身延高校東京同窓会が首都圏において活動していること、また大阪および周辺府県の山梨県出身者を会員として本町下山出身の

望月靖允氏が会長を務めておられる大阪県人会が活動をしていることは承知しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私、調べたところ身延町周辺の自治体、それぞれ県人会、東京における県人会をもっておりまして定期的に交流をされております。そして東京に住まわれる人たちを地域にお迎えをして、いろんな交流を深めているというふうにも聞いております。なかなかこれを組織化するというのは、身延町出身者の県外における組織をつくり上げるというのはなかなか難しいと思うわけでございますけれども、交流人口を増やすという意味では極めて重要な施策ではないかと思うわけございまして、そのためにはやっぱり身延町の県外在住者のデータベースの作成が必要だろうと思います。個人情報の問題もございまして、ふるさと納税でありますとか、ふるさと定期便、みのぶ観光センターがやっているというふうにも聞いておりますけれども、あるいは先ほど述べられたとおり同級会等のデータベースもそれぞれ地域の人たち、幹事、持っているわけでございます。何らかの方法でもってこういうデータベースを収集して、個人情報の問題も当然ございまして、組織化できる方法を模索していただきたいと思うものでございます。

次に今後、町外在住身延町出身者の組織化に関しまして、これら組織化を支援していくこと、合わせて身延町の認知度の向上でございますとか、定住化の施策の周知のための交流イベントの開催等々を考えるべきだというふうに思っておりますけれども、組織化ができなければ、これは意味がないわけではございますけれども、当然、先ほど申したとおり同級会、同窓会等のデータベースを何らかの形で利用する方法を考える中で、県外在住の身延町出身者の交流を少しでも進めていくべきだと思います。なかなか難しい事業だとは思いますが、こういう交流イベントの開催について、関係当局のお考えをお尋ねいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

町外在住の身延町出身者との交流イベントについては、過去に先ほどのご質問に対してお答えした東京原村会との交流を会主催で行った経過はあります。また、身延町出身者等を対象としたふるさと定期便の会員との交流事業として、ホテル観賞会、ダイヤモンド富士の鑑賞会、味噌作り体験会を町の受託事業として、みのぶ観光センターが行いました。

今後、クラフトパークへのしだれ桜植栽事業にクラウドファンディングで応募していただいた皆さまに呼びかけて、クラフトパークにおいて交流イベントを開催する予定です。

また身延町にゆかりのある著名人、出身者等に身延町観光大使となっていただき、その方々に町のPRをしていただく中で交流イベントの実施に向けて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

身延町出身者で県外に在住する人たち、とりわけ活発なのは同級会、同窓会だと思います。私も27日、28日で中学校の同級会を50名で開催をいたしましたけれども、そういうところには必ずデータベースがあるわけでございますが、こういう人たちの協力を得る中で、私、身延町の観光パンフレットでありますとか、みのぶ自然の里のパンフレットも合わせて皆さん方にお配りをしたわけでございますけれども、何らかの形でこういう同級会、同窓会との連携をお考えをさせていただくようお願いをするとともに先ほどは観光大使、これは著名な経済人等をお願いするやもしれませんが、一般の人たち、県外在住の身延町出身者、サポーター制度、山梨県にもございますけれども、こういう制度を設ける中で身延町とのこのつながりをより深めていただく、そういう方策、施策を少しでもお考えをいただくようお願いをして、身延町にさらなる賑わいが創出できるような、そういう方策をお考えいただくようお願いをして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時5分とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時05分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今年、生誕百年ということで再び脚光を浴びている田中角栄元総理は「戦争を知っている世代が政治の中枢にいるうちは心配ない。平和について議論する必要もない。だが戦争を知らない世代が政治の中枢となったときは、とても危ない。」という言葉を残しています。

ご存じのように田中元総理は大正7年に新潟の片田舎の貧困家庭に生まれ、尋常高等小学校を卒業後、昭和13年に20歳で徴兵され満州に駐屯していました。満州で急性肺炎を患い野戦病院で生死の境をさまよったあと、命を取り留めて戦地から戻ってまいりました。

戻ってきた田中元総理は東京で田中土建工業という建設会社を立ち上げ成功し、昭和21年の戦後最初の総選挙に出馬しましたが落選し、翌年の昭和22年の第2回総選挙で29歳の若さで当選し、優れた頭脳とずば抜けた行動力からコンピューター付きブルドーザーと呼ばれ、ついに宰相にまで上り詰めました。その後、ロッキード疑惑によって投獄されたあとは政界の黒幕として君臨し平成5年、75歳で逝去されました。

現在、政治の中枢にいる安倍首相は昭和29年生まれのいわゆる戦争を知らない戦後世代です。田中元総理が言うようにとても危ない政治家の一人だと思っています。彼が今まで進めてきた政治は、戦争への思いを中心にした政治で、彼と彼の内閣の8割の閣僚が所属するという

日本会議という団体がありますが、この団体は憲法改正を主張する右翼団体で、その主張する憲法改正は単なる憲法9条の改正というようなものではなく、日本国憲法を全面否定し、明治に制定された大日本帝国憲法を復活させるという大変危険なものです。

森友学園の子どもたちが安倍昭恵さん感激させ、彼女が瑞穂の國小学校の校長を引き受けることを決意したのも、この学園の子どもたちが教育勅語の暗唱という、明治天皇の教育に対する考えを述べたものを全員で暗唱したことに感激したことからきたもので、安倍首相夫妻と籠池夫妻の親密であったことを示す何よりの証拠であります。

籠池氏が日本会議の大阪支部の役員であったこともあり、隠すより現るということわざがありますが、言葉で隠そうとしても事実が何よりの証拠を示しています。

安倍総理が「戦後レジームからの脱却」というスローガンを掲げて、第2次安倍内閣を組閣し、祖父の岸信介氏の悲願であったという憲法改正の実現のために努力しているのも、すべて彼の戦争観の表れであると私は推測しております。

2020年に憲法改正を実施したいという野望からは少し遠ざかりましたが、安倍内閣と官僚の起こした不祥事により国民の疑惑を招いたこと、真相をひた隠しにしている内閣の姿勢を国民が支持しないというところに根本原因があると考えております。

自衛隊の日報隠ぺい、憲法違反であるとされていた集団的自衛権の閣議決定、特定秘密保護法案、安全保障法制、共謀罪法案などの国民の権利と平和に関わる重要法案を十分な国会審議を尽くさないままに強行採決したこと。森友学園の8億円にも及ぶ国有地の大幅値引き。それに関する安倍総理や麻生財務大臣、佐川国税局長等の国会での答弁や答弁を正当化するために歴史的な文書である判決文書を改ざんさせた。各省庁の公証記録を隠ぺいした。首相が腹心の友と呼ぶ加計孝太郎の獣医学部新設問題。加計学園問題に関する柳瀬元総理秘書官による参考人招致における総理隠しのためだけの虚偽答弁。福田政務次官によるセクハラ等も問題ですが、このように行政府と国会を混乱に陥れている内閣総理大臣が憲法改正を提案すること自体が立憲主義に反するものであると考えております。

前置きが長くなりましたけれども、それでは通告に従って質問を行います。

今年も5月3日の憲法記念日の山日新聞に県内の首長、県関係国会議員に対する恒例の憲法についてのアンケート結果が掲載されました。このアンケートでは憲法を改正すべきか否かという改憲の是非、憲法9条への自衛隊明記の必要性、自民党の改憲4項目に対する評価、安倍首相が主張する2020年、憲法施行の4点について聞いております。

日本国憲法は敗戦の翌年の昭和21年11月3日に公布され、今年で72年目を迎えます。第二次世界大戦末期に広島と長崎に落とされた2回の原爆で、わが国とわが国民は本当に悲惨な敗戦を迎えました。その苦しみの中から不戦の誓いと平和への願いから生まれてきた日本国憲法です。平和主義、基本的人権の尊重、国民主権と立憲主義を柱とするこの憲法を改正すべきか否かを考えるのは、国と国民の未来にとって大変重要な問題であると考えます。

そういう意味から町を代表する立場の町長が憲法を改正すべきであるか否かは、町民にとっても重要な関心事であると考えますので、あえてお聞きします。

町長は改憲すべきであると考えているか、改憲すべきでないと考えているか、改めてこの場でお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

戦後70年以上経過した現在も他国と戦争状態に陥ることなく平和を維持し、経済的にも発展ができたことは現憲法が大きな役割を果たしてきたと思っております。

5月3日付けの山梨日日新聞に掲載されました憲法改正アンケートの質問に対しまして、先ほど議員が4項目おっしゃったことに対しまして、山梨県内の知事を含めた28人の首長のうち66.1%、約3分の2の方が「どちらでもない」と答えております。私が「どちらでもない」とお答えいたしましたのは憲法改正等が必要か、必要でないか答える前に国民に対してしっかり説明し、すべての国民が理解し議論を深めた上で判断するべきであるとの考えからであります。「どちらでもない」と答えた首長さんの中にも私と同様な考えを持った方も多いと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

これは非常に重要な問題であるし、ある意味で政治的な色合いも非常に濃い問題であります。こういう問題について「どちらでもない」というお答えになるというのも、首長としては仕方のない立場かなという感じがしておりますけども、次の質問に移ります。

憲法9条の改正には多くの国民が疑問を表明しており、9条の会という民間団体は改正に反対する1千万筆以上の反対署名を集めたと聞いております。

安倍首相は9条に自衛隊を明記しなければ、自衛隊の存在が認められないという一方、もしもこの条文が国民投票で否決されても自衛隊の存在意義に変化はないと、明らかに矛盾する考えを表明しております。

自衛隊の存在が憲法違反でないことは多くの憲法学者も認めており、国民の多くも自衛隊が日本のために必要な組織であるということは認めています。何のために自衛隊を明記することが必要なかを考えると、要するに自衛隊を国防軍にという自民党の憲法草案に思いが巡ります。集団的自衛権の閣議決定も安全保障法制も日本を戦争ができる国にしたいという安倍首相の戦争観によるものと考えられます。町長は自衛隊を憲法9条に明記すべきであるとお考えかどうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

まず自衛隊ですけども、戦後まもない1950年の警察予備隊という、治安維持を目的とした組織が始まりです。その後、1954年に現在の自衛隊となりました。先ほども議員がおっしゃったとおり憲法学者の中にも自衛隊が合憲か、憲法違反か意見が分かっている難しい問題でもあります。自衛隊を憲法に明記するべきか否かは先ほど来、申し上げましたとおり国民にしっかりと説明して国民が理解し、議論を深めた上で判断するべきであると思っておりますし、また個人的見解を示すには非常に重要な難しい問題であると思っております。また地方議会で、憲法改正論争を行うのはいかがかというような考えを私は持っておりますので、これ以上の答弁は控えさせていただきますけども、ただ、一言言えるのは私が求めたいのは子子孫孫に至るまで、こ

の日本国が恒久平和が続くことであり、二度と悲惨な戦争を引き起こしてはいけないという考えは強く持っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この憲法改正については、国民にももちろん丁寧な説明をとということなんですが、私は国民から出てきた憲法改正議論ではなくて、国が、あるいは内閣がこういうことを言うこと自体がおかしいというふうに考えておりますので、そのへんがちょっと違うところかも知りません。平和主義というのが今の日本国憲法の重要な柱でありますし、町長もそういう意味で今後、ずっと戦争がない世界、日本を目指していきたいというふうにお考えのようですので、これについては非常に納得する答弁であるというふうに私は考えます。

たしかにこの憲法について、こういう地方議会でうんぬんということをよく言われます。しかし、われわれ国民にとって非常にこの憲法の問題、重要な問題ですので、たとえ地方議会であっても、あるいは私のような本当に虫けらのような国民一人にとっても重要な問題でございますので、その点はぜひご承知おき願いたいと思います。

3番目は自民党の改憲4項目に対する評価であります。

まずはじめが9条の改正、それから教育無償化を含む教育の充実、緊急事態条項の新設、参院選の合区解消というのがこの自民党の改憲4項目でございますけども、このうち教育無償化を含む教育の充実という点につきましては、国に教育環境の努力義務を課するというふうにしてありますし、憲法に定めるまでもなく幼児教育から高校、大学までの教育に対して国の義務を課しているわけで、与党の一角を担う公明党でさえも法律で決めればよい、あえて憲法に規定する必要はないというふうに言っております。

消費税増税分の一部を教育の無償化にまわすということをおっしゃっていただきましたけれども、基礎的財政収支の改善のために財源不足が明らかになり、途中で引っ込めるといった体たらくでございます。こういうことからまず9条の改正と教育無償化を含む教育の充実、緊急事態条項の新設、参院選の合区解消という自民党の改憲4項目のうちの9条の改正については、先ほどご答弁がございましたので、これは納得します。

次の緊急事態条項ということでございますけども、大災害時に内閣の権限を強化し、国会議員の任期を延長するというものですが、内閣の権限を強化するというのは現行憲法を定める基本的人権、表現の自由などの私権を制限することになり現在の内閣の強権的な姿勢がそのまま表れているような恐れがございます。大災害時の対応につきましては、内閣の権限強化も議員の任期延長もそれぞれ法律で対応が可能であると思っております。この点につきまして、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

いかなる緊急事態に陥った場合にあって、国民の生命と財産を守ることは国の責務でもありますし、そのための体制整備は必要不可欠であります。ご質問の緊急事態条項につきまして

も憲法を改正する必要があるかどうかというのは、先ほど来申し上げましたとおり、しっかりと国民に対して説明をして議論を深めた中で判断することがよいのではないかと考えています。

ただ、人によっては、これを戒厳令に似たものだということにおっしゃっている方もいますし、本当に難しい重要な問題であります。先ほど言いましたとおり、しっかりと議論を深めていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ちょっと私、1つ飛ばしたのかな。緊急事態条項については、そういう町長のお考えが本当に正しいと思います。

次の参議院選挙の合区解消につきましても、これは憲法で規定するような問題ではないと私は考えますし、公選法で対応できる、あるいは参議院の定数是正につきましても、あくまでもそういう基本的な問題でございますので、これにつきましても私は憲法で規定するような問題ではない。公選法で対応できるというふうに考えます。

おそらく町長も同じような考えではないかと思っておりますので、次の質問に進みたいと思います。

憲法99条には立憲主義が規定されています。以前にもこの問題につきましても質問をさせていただきましては、権力者の横暴から国民の権利を守るというための立憲主義、憲法の中核にいる内閣総理大臣が改正を提案するということが、私は憲法違反であると考えております。

この点につきましては、憲法99条に天皇、または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うということが定められているわけで、権力者から国民を守るための憲法を権力の中核にいる内閣総理大臣が提案することが正しいかどうかということについては、私はいつも疑問に思っております。そのこと自体が憲法違反であると言わざるを得ないと思っておりますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

日本国憲法は国民が国家権力に縛りをかけるための法であり、国に守らせるものであると思います。ですから憲法第99条の解釈等については、国民という言葉が入っておりません。これこそが立憲主義でありまして、その根拠が第99条にあると考えております。

これまでのご質問同様の答えになってしまいますけれども、地方議会でこの憲法解釈論争を行うのはいかがかという気持ちもありますので、これ以上の答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

憲法の前文には日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらと

われらの子孫のために諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権利は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらはこれに反する一切の憲法、法令および詔勅を排除するというふうに定められております。

こういうことを今後も考慮しながら、私たち国民がそれぞれこの憲法をどうすれば守っていけるのかということを考えていただきたいという思いで本日、質問させていただきました。

次に来年の4月から操業するという予定の株式会社キーテックについて、これは3月議会でも質問させていただきましたけれども、本町にとって大変重要な事案である、本町にとって大変ありがたい、うれしい事案であるというふうに考えております。

町長と担当課長をはじめ町の職員の皆さんと私たち議員は、5月14日にキーテック木更津工場を訪問し、工場での工程をつぶさに拝見して本町で操業する山梨工場の概要が幾分か把握できたように思います。

山林面積が全面積の約8割という本町の木材を使用してもらう絶好の機会でありまして、40人という新規雇用、社員による住宅の利用の増加、あるいは飲食業の繁栄など地域経済の活性化にも貢献してくれることが予想されるわけです。

こういう素晴らしい企業が本町に来てくれるわけですから、この機会を十分に活用し、町の活性化と人口減少に歯止めをかけるということを目指していきたいと願うのは、私だけではないと考えております。

私たちはこの絶好の機会を逃すわけにはいかないわけです。したがって、新規雇用にも木材の供給にも十分に応えられる状況をつくり出す、そういう必要があるわけですがけれども、新規雇用につきましては、会社がハローワークに提出している募集要項と、それに対する現在までの応募状況を分かっている範囲でお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

株式会社キーテックでは、平成31年4月操業開始に向けて社員を募集しており、現時点で19名が応募しているとのこと。応募者の内訳につきましては、身延町内から9名、近隣町、これは南巨摩という括りの中で3名、あと県内で7名となっております。

また今後の採用活動につきましては、6月13日に山梨県労働局主催による山梨就職フェア2018および21日に行われる山梨県主催による一般求職者、新規卒業予定者、U・J・Iターン希望者を対象とした合同就職フェアにおいて、キーテックにより求職情報の提供および説明を行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

キーテックの募集要項を先日、拝見しましたけども、大変いい条件であると思います。59歳以下の年齢制限ということでもありますけども、こういう優良会社が本町に来てくれるということで、もしこの40名という新規雇用が確保できなければ、いけないと思いますので、ぜひ縁故募集等の要件も考えていただきたいというか、われわれ議員もそういうことを考えてやっていきたいなと思っております。

次に月間約1万立方メートル、1万トンという原料用木材であるカラマツ、アカマツ、スギを手当するという目算と、これを継続する手立ても考えていることであると思いますけれども、木更津工場では製造工程で多量のチップが出るようでございますけども、これを工場内の熱源として利用し、余剰チップの一部を静岡の製紙会社に出荷するというふうな話もあったように記憶しております。

隣の南部町では今後、バイオマス発電を開始するという事でキーテックにも問い合わせがあったように聞いておりますけども、山梨工場のチップについても同様に利用することになるとは思いますけども、まずこの木材の集積方法、それからその後のチップの活用方法等についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

キーテックで製造する構造用合板の材料となる木材の調達方法についてですが、主原料となる山梨県産材のカラマツ、アカマツの納品については、原木の調達が可能な県内の事業者8社により合板工場納材協議会が設立され、その幹事社とキーテックの間で原木の安定取引についての協定が結ばれております。また長野県産材のカラマツ、スギについても同様な形態を取っています。集積方法はキーテックから幹事社に材料納入を発注し、協議会構成事業者が原木を集積し、幹事社を通してキーテックに納品することとなります。

次に余剰チップの扱いですが、チップがどの程度発生するかは実際に工場を稼働してみないと不明とのことでした。発生したチップは木更津工場と同様に、まず工場の熱源材料として使用します。

なお、バイオマス発電の燃料として使用する場合は一定の品質基準を満たす必要があり、このためには発生したチップをふるいにかける設備が必要となります。身延工場ではこの設備は設置しないため、現時点では余剰チップの販売等につきましては、方針を決めていないとのことです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

これ、月間1万トンという木材の集積というのは、非常に私たちの考える範囲ではもう本当に分らないというか、実感がわかないわけでございますけども、今のお答えのように合板工場納材協議会というものが結成されているということで、特に山梨県産材としては主としてスギを手当するというのを聞いておりますけども、このことがきちんと達成できなければうま

くまわっていかないということでございますので、大変心配はしてございましたけれども、今おっしゃったようなことで協議会が構成されているということでございますので、安心をいたしました。

県内での原材料が十分供給できない場合は、長野、群馬、東京、神奈川等から供給を受けるということになっているようでございますけれども、この供給条件等については、当然、会社側が交渉することになると思うんですけども、町も何らかのそういう依頼を受けているのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

材料調達にかかる供給条件につきましては、先ほどお答えさせていただきました合板工場納材協議会とキーテックの間で締結されました原木の安定取引についての協定により、キーテックが直接、数量および価格の交渉を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

当然、いろんな材木を切り出して供給することになるわけですけども、その木を切り出したあとの山の問題、これは林業従事者も大変高齢化しておりますし、人口減少も進んでおりますので、これは非常にこの点についての不安がありますが、峡南5町だけでなく県内の森林組合等にも呼び掛けて応援体制を考慮することも必要ではないかと思えます。

山梨県の林業公社はなくなりましたが、今後そういう木材供給にかかわる林業従事者の配置等も非常に重要な問題になってくると思いますが、この点につきましても今後、町のほうとしても考慮していただきたいと思えます。

最後に携帯電話の利用不可能地域の解消とラジオの聴取不可能なトンネルの解消についてをお聞きします。

古関の根子川の上流地帯の住民から携帯電話が使えない地域があるという相談を受けました。また、クロネコヤマトの配達員からは一色地内で携帯が使えないということをお聞きしました。NTTのOBの人に聞いたところ、そういう場合は行政を通じてドコモに相談したほうが良いということでした。町ではそういうことを調べたことがあるか、ドコモなどに相談したことがあるのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

通告のありました質問にお答えをさせていただきますが、過去におきまして、携帯が使えないと地区の住民から問い合わせがありましたのは椿草里、矢細工、八坂の3地域でした。その後、矢細工につきましては電波状況が改善されたと思われ、平成29年度時点での不感エリアは椿草里と八坂の2地域と把握をしております。

このような携帯電話の不感エリア、いわゆる圏外の地域につきましては、担当者が現地に赴き電波の受信および発信状況を調査し、不感エリア解消を所管します関東総合通信局に報告をしております。

なお、不感エリアの考え方ですが、携帯電話事業者すべての電波が屋外で発信・受信できない状態をいいます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

町内にはドコモ、au、ソフトバンクなどのアンテナが立っている地域がかなりあちこちにありますが、それでも携帯が使えない、スマホが使えないということになりますと非常に生活に不便を感じますし、実際、今の若者はみんなスマホで生活をしているような、そういう状況があります。携帯電話の大手のドコモ、au、ソフトバンクなどそういう会社と当然アンテナ等につきましては、場所の把握はできていることだと思いますけども、この利用不可能地域の解消のためにどのような取り組みがあるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

町内における携帯電話の通信状況は、事業者各社のホームページを見ますとほとんどが通信可能エリアとなっております。町では個別の携帯電話事業者ごとの町内における具体的な地域について利用可能か不可能かの調査はしておりません。

対策としましては、電波状態の改善を目的とする増幅器、超小型基地局機が各携帯電話事業者から提供されており、これらの機器の設置により不感状態が解消されることも考えられます。通信不可能な場合は、加入している携帯電話事業者の相談窓口にお問い合わせいただくことをお勧めいたします。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先ほど椿草里と八坂がという話がありましたけども、この住民に対してこういうことを周知する方法は何かあるでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

不感エリアの地域の皆さまへの周知につきましては、今回このような形でご質問もいただく中で、対象は限られた戸数、人数ですので、こちらのほうへ直接ご案内させていただきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

最後にトンネルの件について、お聞きします。

以前も望月仁司町長のときにこの点についてはお聞きしたんですけども、その後、特に進展がないようでございますのでお聞きします。

大地震とか豪雨による土砂崩れ等、いつ何時、大災害に見舞われるか分からない。そういう、いわゆる想定外の状況、想定外の災害の可能性が日に日に高まっております。

災害発生の状況を一刻も早く入手することが求められるわけですけども、町内の多くのトンネル内ではNHKラジオが聞けないというふうな、情報の入手が非常に困難な場所がいくつかあると思います。もちろんトンネルの管理者は国道、県道、町道、それぞれで異なるわけですが、ここで国、県に関して十分な回答がいただけることはないかも分かりませんが、町としての対応をお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

現在、身延町には国管理のトンネル3本、県管理のトンネル19本、町管理のトンネル7本があります。このうち国管理のトンネル3本につきましては、ラジオの聴取ができる設備がすべてにおいて整っているとのことです。また県管理のトンネルにつきましては19本あり、すべてのトンネルにおいて聴取できる設備は整っていないとのことです。さらに本町管理のトンネルにつきましても7本ありますが、県同様、聴取できる設備は整っておりません。

新設および既存の道路トンネルにラジオ等、施設設置にあたっては1日の交通量、トンネルの長さ等、さまざまな基準があるため本町管理のトンネルへのラジオ等、聴取できる施設整備につきましては、現時点では計画はございません。

また、山梨県においても基準を満たしていない道路トンネルへのラジオ等、聴取できる施設整備計画の見直しはないとのことです。

なお現在、建設中の中部横断自動車道につきましては、身延町内13トンネルございますがすべてにおいてラジオの聴取ができる設備を整える予定とのことです。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

交通量とか距離によってということですけども、この距離は何メートル以上とかというのは把握しているでしょうか。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

トンネルには等級があり、身延町は山間地域になりますので等級的には一番低いトンネルになります。交通量につきましても、それぞれ基準があります。

以上でございます。

○9番議員（芦澤健拓君）

延長は。

○建設課長（水上武正君）

延長も3千メートル以上については、付けることが望ましいという基準があり、町内には3千メートル以上のトンネルはございません。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今の回答で分かりましたけれども、今は、私なんかはスマホでラジオを聞いたりすることをやっておりますけども、そういうことも含めて今後、町内のそういうトンネル、トンネルの中で例えば事故にあったとか、トンネルの中でトンネル自体が通れなくなったとかという場合にも、やっぱりこういうことは必要であるというふうに考えておりますので、今後、県あるいは国との話の中でそういうものを進めていっていただきたいということを申し上げて私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告3番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

それでは早速入ります。

質問1-1、中部横断自動車道についてでございます。

2016年11月22日に更新記事がありました。これによりますと「トンネル未貫通が17本 全線開通は2年遅れで平成31年度に 中部横断自動車道静岡・山梨区間」と、そんなふうな記事がありました。そして計画の遅延は山梨県の下部温泉早川インター以南を中心にトンネル崩落や湧水、金属を含む掘削土の発生などのトラブルが多発し、追加対策の必要が生じたためだと、そんなふうにありました。六郷インター以南は工事が順調に進んでも六郷インター、下部温泉早川インター間と南部インター、新清水ジャンクション間が30年度、下部温泉早川インター、南部インター間は31年度に開通見通しがずれ込むという記事でございました。

そして中部横断自動車道沿線地域活性化ビジョンの概要によりますと「個性が輝き、ヒト・モノ・情報が行き交う地域を目指して」となっております。それではここで質問をいたします。

質問1、本町設置の地域活性化インター、身延山インターおよび中富インターを含む3カ所のインターに何を求めるか伺います。答弁をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

中部横断自動車道は広域的な高速道路ネットワークの形成、物流の効率化、救急医療活動の支援、災害時の代替道路等を目的として現在、平成31年度の開通を目指して工事が進められているところであります。

町内に設置されるインターチェンジは、当初から計画されておりました身延インターチェンジ、現下部温泉早川インターチェンジと自動車道建設事業を進める中で、住民の皆さまがより有効に、より使用しやすい道路とするため、また開通後には本町の活性化を図ることを目的とした身延山インターチェンジ、中富インターチェンジの2カ所の活性化インターチェンジの設置が進められております。

町としましては、町内への3カ所のインターチェンジの設置により住民の利便性の向上はもとより身延山、本栖湖、下部温泉等の観光資源を柱とした観光振興、またあけぼの大豆、ゆば等の特産品による農業振興、竹炭、西嶋和紙等の資源による産業振興などその特色を生かし、より魅力的に磨き上げ、その情報を発信することにより町の活性化を図ることを目指しております。

中部横断自動車道開通の効果の一例として、これを利用することにより移動時間が短縮されます。遠方への通勤も可能となり、職業の選択肢も広がることによる町内への定住が期待されるところであります。

このような形で、生産年齢層の定住を促進するために町では宅地分譲事業、子育て支援をはじめとする各種支援制度の充実および教育環境の整備等を進めております。

現在、インターチェンジが整備されることも大きな要因と思われる株式会社キーテックの進出、日本一のしだれ桜の里、みのぶ自然の里等の新たな事業を展開しており、今後も中部横断自動車道の開通を見据えて生まれたよかった、育ててよかった、住んでよかったと思える町を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○7番議員（野島俊博君）

ちょっとのどが悪いので聞きづらいかと思えますけども、ご了承をお願いいたします・・・。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今、町長から答弁をいただきました。災害時における代替道路の確保と。これは大変、大きなことだと思います。そして災害時の支援が挙げられると。それと救急医療活動の支援ということでございますけども、これも大変有効な手段ではないかと、こんなふうに思っております。

今のをまとめてみますと町長のおっしゃる将来像として、まず個性が輝いて、ヒト・モノ・

情報が行き交う地域になるのではないかと、そんなふうに思っています。こういうことを目指すということで、そういうように捉えておりますけども、それと観光客の増加や地域間交流の拡大、そして企業等の進出や販路の拡大と。移住二地域居住の促進や若者等の地域定着、こんなことが今、町長からおっしゃられました。早く開通が見込まれるところでございます。

次に移りたいと思います。

これによる開通の、今のメリットもありますけども、1つデメリットも多少あるのではないかなと、そんなふうに思っていますけども、高速バス、この静岡が今度は増加とか、JR身延線特急廃止の危機ということもあるのではないかなと、そんなふうに私は考えておりますけども、このへんのところはまた後日やっていただければと思いますけども、これで一般質問の1 - 1は終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に質問1 - 2、人口減少時代の集落自治をどう支えていくのか、大変難しい問題をぶつけましたけども、よろしく回答をお願いしたいと思いますけども、まず住み慣れた地域で暮らし続けるために地域生活を支える小さな拠点づくりということが挙げられます。そして地域住民が主体的に行政などと連携して地域の困りごと対応をすることで暮らし続けたという、そういう願いを実現させていかなければならないのではないかと、こんなふうに思っていますが、このような地域の困りごとに対して、地域住民がみずから立ち上がって解決のための活動を行うことにより、暮らし続けられる地域をつくっていくことが、これが小さな拠点づくりではないかなと、そんなふうに思っております。

ほかの町の集落の住民の声が書かれておりました。日用品を買うお店やガソリンスタンドがなくなって集落で暮らしていく上で不便になったなど、そういうこともありますし、集落と町の中心とをつないでいた路線バスがなくなってしまったとか、車の運転ができない高齢者にとって中心部にある病院や役場へ行くのが不便になってきたと。この集落では農業と林業を生業としていたと。しかし農業、林業の担い手も少なくなり鳥獣害も激しくなり、農林地の荒廃も進んでいると、そんなふうな意見も書かれておりました。

そのほか、住民が中心となって集落での暮らしの維持を進めている地域の声は、町の中心部に図書館や郵便局、診療所、直売所がまとまった道の駅ができて、そこまではコミュニティバスで行って一度に用事が済めることができるようになった。そして生活が便利になったと。

さらには廃校となった学校の調理室をレストランに改装して、都市住民の方に郷土料理を提供したり、集落で暮らす一人暮らしのご老人に配食サービスを提供したりと、こんなふうな声も聞かれております。

そういうことで小さな拠点づくりを進めるにあたってのポイントは、私は集落で暮らし続けたいという住民の希望をかなえるために、地域住民が主体となって暮らしに必要な機能やサービスを補っていくということが期待されると。そのためには活動を担う人材と活動したいという組織とが必要でありまして、この人材と組織とがうまく重なり合って切磋琢磨し、成長していくことが何より求められているということでございます。

旧市町村単位や小学校区の複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、さまざまな生活を支えるサービスと地域活動をつなぎ合わせ、地域の運営や仕組みづくりのための人材と組織づくりを考えていかなければならないのではないかなと、そんなふうなことを思いました。

質問に移ります。

質問1 - 2、人口減少時代の集落自治をどう支えていくのか、町長に伺います。よろしくお

願いたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

平成29年3月に策定された第2次身延町総合計画前期基本計画では、本町のさまざまな課題や住民のニーズに的確に対応し、地域特性や地域資源を生かし、住民と行政が連携し、分担してまちづくりを進めていくための指針をお示ししております。この中で町の大きな課題として、人口減少、少子高齢化が挙げられています。この課題解消に向けての1つの方策として中部横断自動車道の開通が考えられます。

先ほど町長がお答えした期待される効果、各種の支援制度を含め、町民の皆さまの利便性を高めることにより課題解消の一助になるものと思われます。また、まちづくりの活動の基礎となる日常の暮らしに密接にかかわるコミュニティ活動を進めることにより、住民の皆さまが地域の課題をみずからの課題・問題とし、住民主体の活動を推進するために住民と行政が一体となつてのまちづくりを進めることが必要だと考えております。

地域におかれましても、地域の行事等を今後、継続・発展させていくためにも地区出身者へ積極的に声を掛けていただき、多くの住民が参加できるような取り組みを進めていただければと思います。町としましても定住につながるような取り組みを今後も展開してまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

それでは質問2-1のほうに移ります。

要援護者情報の収集と共有ということでございます。

災害時、要援護者の中でも特に避難支援を必要とする人に対しては、災害発生の恐れがあるときから避難準備情報の伝達が必要であります。また、災害発生時には避難誘導や安否確認、避難所等での支援を的確に行うことが重要であります。そのため、要援護者を対象とした各種施策を所管する福祉担当部門、防災担当部門の連携を通じて災害時要援護者情報を一元的に集約し、関係各課との地域の自主防災組織、民生委員、児童委員、協議会など関係団体間で必要な情報を共有することにより、平常時から避難支援登録者数の把握や災害発生時における避難支援登録者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確に行うことが可能となります。

情報の収集、こういう共有方式はまず同意方式、そして手挙げ方式、この手挙げ方式は負担が少ないもので、要援護者への直接的な働きかけはせずに要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障がい等を有することを他人に知られたくない者も多く、細部に情報収集ができていない傾向もございませう。

そして関係機関共有方式、これは地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用、第三者提供が可能とされている件を活用して要援護者本人から同意をもらい、平常時から福祉関係部局等が所有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員、児童委員などの関係機関等の中で共有する方式でございます。

それでは質問2-1、要援護者情報の把握は、共有および活用についての回答を求めませう。

よろしくお願ひいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

本町では民生委員の協力のもと災害時に避難行動に対する支援等を必要とする一定の心身の状態にある方の登録制度を実施し、登録された方の氏名、住所などの情報を台帳に整備しています。この情報につきましては、支援関係者へ提供することについて登録者から同意を得ていますので、地域住民による避難支援等の行動に活用してもらえよう各集落の自主防災組織等へ提供をしているところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

質問2 - 2、情報伝達体制の整備はどのようになっていますか、回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

情報伝達に関しましては、地域防災計画に規定していますが、正しい情報を迅速に伝えることが肝要でありますので、まずは防災行政無線の活用、あるいは町のホームページを用いた情報提供などが有効であり、この業務を担う部署を定めております。このほか例えば電話等の連絡手段が断たれた場合を想定して、消防団各部にデジタル無線機を配備していますので、消防団組織を通じた情報伝達も可能な体制となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

要援護者への情報伝達は、町は無線や広報紙のほかにファクシミリや電子メール、放送事業者等々、さまざまな手段を確保して要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供しているということで、そういう捉え方でもよろしいですか。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議員の今おっしゃったとおりであります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

それと避難支援関係機関への情報伝達ということでございますけども、町はその社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供して要援護者支援体制の確保に努めることが肝要であると思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

当然、社会福祉施設等に対してということでもよろしいですかね。要援護者の支援のためにはやはり社会福祉関係の施設等のご協力もいただく場面も当然想定できますので、そういったところへの情報提供、情報のやりとりというのは当然、必要になってくると思います。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

それでは質問2 - 3のほうへ移っていきます。

要援護者の支援体制について聞きます。

要援護者支援を実施する機関は明確ですか。回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

災害の発生前、発災直後、そして発生後から日常の生活を取り戻すための時間の経過とともに要援護者を取り巻く状況は変化しますので、さまざまな機関による支援活動が求められます。特に発生前後の初期には要援護者の命を守ることが第一ですので、家族、近隣住民、自主防災組織、民生委員、消防団などの身近な支援者、支援機関の活動に頼るところが大きいところがあります。その後は状況に応じて身近な支援者による活動に加えて、町、県などの行政機関はもちろんのこと災害ボランティア、保健・医療機関、福祉事業者等による支援が想定されます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。次に 地域における要援護者を支援する団体とのネットワークの構築はどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

先ほどの答弁でも触れましたが、地域における支援がまずは重要なところであります。この点、区や隣保組組織、あるいは自主防災組織、消防団、民生委員などの支援者、支援機関は集落としての共同体を構成しておりますので、その意味において地域における支援活動を担うものの連携は構築されているものと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

私の調べたところによりますとネットワークによる要援護者、高齢者発見の主な事例ということがありました。その中で、まず1番目に新聞販売業者、そういう方々。そしてあとは金融

機関、これは通帳と印鑑をなくしてしまったと何度も手続きに来られる方がいるということで、要注意ということで、そういうことも見逃さなかったと、そういう事例であります。

そして配食事業者、これは普段、手渡しで食事を提供しているが当日は手渡しができなかった。ちょっとしたことで、こういうことを感じ取ったと、そういうような記事であります。

そして4つ目が民生委員さん。これは隣人の一人暮らし高齢者の方がガラス戸を閉めるときに、横になったまま動いていないと。そういうことで通報したということでございます。そして最終的には養護老人ホームへ入所することになったと。早い発見であったということであります。

それと5つ目が介護保険サービス事業者、こういう方々も独居高齢者だけで行ったところ、施錠されていて、家の中で倒れているかもしれないと、そういうことで介護保険サービス事業者から地域包括ケアセンターに連絡があったと。そういう事例でございます。そしてやっぱり救急搬送して、そのまま入院したと。そういう早い発見もございました。

そして近隣住民、これは大切なことでございますけども、自分の家が分からず徘徊してしまう方がいると。そういうことで、市町村担当課および地域包括センター職員が自宅を訪問し、面談したところ認知症の疑いを認めたと、そういうことも書かれております。

あとはコンビニエンスストアの方々も一報を入れていただいております。来店した高齢者が支払い方法を理解できず会話も噛み合わない、様子がおかしいと。そういうことで連絡をして要介護認定を行うこととなったと、そういうこともあります。

こういうこともいろいろありますので、ぜひひとつ、こういうところと連携を密にして早い発見をわれわれも一緒に考えていかなければならないと、そんなふうに思っています。これは集落であれば集落、全員がそういう感覚を持って接すると、そういう方向でいきたいなと、こんなふうに感じたところでございます。

次に 要援護者まで確実に情報が伝達できる体制の整備について聞きます。回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

2番目の情報伝達の体制の整備にかかわるご質問に対しまして、防災行政無線や町のホームページによる情報伝達について、お答えをいたしました。本町の防災行政無線は住民が家の外にいても、あるいは家の中にも放送を聞くことができるよう、屋外スピーカーのみならず希望世帯の全戸に個別受信機を設置しているところであります。また、聴覚に障がいのある方にとって文字情報が必要ですので、ホームページを通じた情報提供も有効であると思っております。併せまして、ホームページには文字の拡大や背景の色の変更、あるいは音声による読み上げ機能も付いていますので、視覚に障がいのある方にはこれらの機能も活用していただくことができます。

なお、ホームページの閲覧ができない状況もあり得ますし、また防災行政無線を聞き逃すこともあり得ますので、災害時の対応として自主防災組織の代表者にお集まりいただく会議の際には高齢者や障がい者など情報取得に支障のある場合も想定し、そのような方に対する情報伝達についても地域で配慮していただきたい旨、お願いをしてきているところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

おっしゃるとおり情報伝達手段が障がいの状況に応じてですね、今、話されたことが出てきたと、そんなふうに思います。聴覚障がい者はインターネット、電子メール、携帯メール等、テレビ、そしてファックス放送、地上データ放送も含むと。視覚障がい者の方々は受信メールを読み上げる携帯電話というのも今あるようでございます。肢体不自由者はフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、災害時要援護者に対する情報伝達責任者については町役場に設置された災害時要援護者支援班とすると。そういうことで細かくすれば、そういうような形になると思いますけども今、課長の答弁をいただきました。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

次に移ります。2のガイドヘルパーについて伺います。

ガイドヘルパー、移動支援、行動援護、同行援護、ガイドヘルパーの仕事に関して調べますと、このような言葉がたくさん出てまいります。そしてガイドヘルパーとは高齢者や障がい者の行動、移動を支援する職業の名前だと、そういうふうに書かれております。そしてガイドヘルパーには3つの資格があって、その資格によって対応する利用者が異なるようですけども、視覚障がい者、知的精神障がい者、全身性障がい者を対象とするものでありますと、そういうふうになっておりますけども、それでガイドヘルパーが職業名なのに対しまして移動支援、行動援護、同行援護はサービス名となると、そういうふうに書かれてはいますが、このような言葉を、ガイドヘルパーの仕事を見ていきますと移動支援は肢体不自由者、軽度の精神知的障がい者が対象と。市町村の事業ということでありますけども、同行援護は視覚障がい者が対象で国の事業。行動援護は重度知的障がい者、精神障がい者が対象でこれも国の事業と。それでは質問をしますけども2の3の、ガイドヘルパーの活躍の場はますます広がっておりますけども、本町におけるガイドヘルパー資格取得者に不足はないでしょうか、回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

本町にはボランティアグループとしてガイドヘルパーの会があり、現在18名が所属しております。先ほどの災害時のことを想定しますと、すべてのメンバーがガイドヘルパーとして支援活動に関わってもらえるとは考えられませんので、足りている、あるいは不足しているところと一概にお答えすることは難しいところであります。

災害時には地域防災計画、災害ボランティアを募ることも想定しておりますので、人員につきましては、ガイドヘルパーの会の意見も伺いながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ありがとうございました。それでは次に質問3に移らせていただきます。防災訓練についてということであります。

これまでわが国は関東大震災、阪神淡路大震災、そして未曾有の大災害である東日本大震災をはじめとして各地で大きな震災が発生した。近々では熊本大震災でございます。そして本県南部でも近い将来、東南海沖地震、大きな地震が発生する危険性があるとされておりまして。

大きな災害に備え、安全なまちづくりを進めるには家庭内での備えをはじめとした自助に加え、隣近所で助け合うなどの共助が何より必要でございます。

では実際に各自治体、町内会の中で災害時に一人で行動できない災害弱者の方、高齢の方、障がいのある方、妊産婦等のほか普段は1人で生活できても災害時には援護が必要になる状況になることもありますけども、こういう方々をどう見守り、互いに助け合いながら安全に避難するにはどうしたらよいのでしょうか。いざというときに互いに協力し合えるようにするには、日ごろからのつながりづくりと定期的な訓練が欠かせないと思います。そして各自治会、町内会におかれては、地域の実情に合った実践的な訓練マニュアルを作成していかなければならないと考えます。

それでは、どうすればよいのか。集落で互いに助け合うとか防災訓練を行うのがよいのは分かっているけども、一体どうすればよいのか。それは防災のためではなく、住んでよかったと思える町にするには、日ごろから助け合える地域の見守りが非常に大事であります。その秘訣というものは、まず1つ、地域の見守り、そして日常生活の中で隣近所のつながりをつくるということでございます。そして日ごろから見守り支え合うこと。そしていざというときの助け合いが重要であります。

そこで大事になるのがこのあと質問する学校、地域、家庭がつながる福祉教育が大変重要になってくると考えております。そして何よりみずからできることの把握と日常の備えが大事であります。

災害が起きてから必要なものを準備するのは大変難しいものであります。日ごろからの準備がいざというときに大変役に立ちます。災害が発生したときの安全は安全を確保する、安全性が向上するためにはどう備えたらよいか検討して、必要なものを備え万全にしておきましょう。そしてそのとき必ず家族が一緒にいるとは限りません。災害時にどうすればよいか、家族が離れ離れになったときはどうするのか、事前に家族でみんなで話し合うというのが大変重要であります。

それでは質問します。防災訓練について、災害弱者をきめ細かくケア。

質問3 - 1、災害弱者をサポートするための防災訓練についての考えを伺います。回答をよろしく願いたします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

災害が発生し、または発生の恐れがある場合で避難が必要なときは、高齢者、障がい者、乳幼児などのうち、みずから避難することが困難である避難行動要支援者などが円滑に避難することができるためには、地域における共助が重要であります。町では自分たちの地域は自分た

ちで守るを基本に各自主防災組織や消防団において自助、共助の観点から地域の実情に応じた防災訓練の実施をお願いしているところであります。

避難行動要支援者のうち公表の承諾を取れた方については、自主防災組織に名簿を公表し防災訓練はもとより、日ごろから声掛けや見守りをお願いしておりますが、あらためて防災訓練の説明会や自主防災会長等の研修の際に避難行動要支援者などの避難行動支援に取り組んでいただきますようお願いをしてみたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

そういうことに対して、このあと質問いたします学校、地域、家庭がつながる福祉教育が大変必要になってくると、そういうことでこのあと、次の質問に移ります。

学校とともに進める福祉教育について伺います。

他の市、町では社会福祉協議会がお手伝いをしているようでございますけども、これは福岡県、山口県、静岡県社会福祉法人、藤枝市社会福祉協議会等においてお手伝いをしているようでございます。子どもが集落の一員として参加し、防災に対する見識を深めることはこれ以上の喜びでございます。そして共に学び、共に生きる理念に基づいた教育活動、年少者も高齢者も、そして障がいのある人もない人も、国籍や言葉の異なる人もすべての人々が社会の中で誇りを持って、ここで豊かで幸せな生活を送ることができるようにすることが福祉教育の目指すところでございます。

次に質問4に移ります。

これを言い換えると福祉教育は、すべての人がかけがえのない存在として尊まれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中で共に支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、共に生きる力を育むことを目標とした教育でもあります。そして人は一人ひとりみんな違うということ、そして違うが故に一人ひとりが尊重されなくてはならないという理念に立って、違うことは素晴らしいという、違いを豊かにして教育活動を推進していかなければなりません。それだけに学校が地域社会と連携しながら子どもたちが互いに人間的に成長し合えるような福祉教育を進めていくことは重要であると言えます。

子どもたちが障がい者や高齢者などと出合いやふれあい体験などを通じて、生命の尊厳や人間の生き方について学び、それぞれの立場や信条を思いやり、互いに支え合うことの素晴らしさに触れるような教育活動に創造していくことが、これは大変重要でございます。そして学校教育と福祉教育の共通点があります。教育と福祉、学校と社協は共通する基本理念を持っております。教育と福祉は人間の尊厳、相手の立場に立って考える心や共に生きる力を育むといった基本理念では共通しております。

それでは質問4に移りますけども、学校、地域、家庭がつながる福祉教育の考えはについて回答をよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

私のほうから小中学校におけます福祉教育の実践状況を踏まえまして、お答えをさせていた

だきます。

本町の小中学校におきましては、先ほど議員がご説明されました共に生きる力を育むことを目標とした福祉教育の視点を持ち、各学校の教育課程において児童生徒の人格形成に取り組んでおります。

各校では町の身延町立小中学校総合学習福祉教育交付金や身延町社会福祉協議会からの福祉教育推進事業助成金などを活用しまして、福祉への意識向上を目的とした授業や行事を実施しております。

昨年度は児童生徒が福祉について自分たちで調べたことを踏まえて、次のような福祉教育活動を行いました。

まず、身延町社会福祉協議会の方を講師にお招きしての体の不自由な方の装具体験学習を身延小学校で。高齢者疑似体験学習を下山小学校で。車イス体験学習を下山小学校および身延小学校で。福祉講話を身延中学校で。次に身延山大学との連携講座によりまず認知症サポーター養成講座を身延中学校で。次にハーネス盲導犬協会にご協力をいただいたの盲導犬学習を下山小学校で。次に地域の高齢者に講師をお願いしての、昔の遊びを教わりながらの交流会を身延小学校で実施をいたしました。

また、身延中学校におきましては福祉講話で理解を深めてから町内の福祉施設や介護施設などへの訪問学習を行っております。

今後も学校が地域や家庭と連携しながら子どもたちが互いに成長し合えるような福祉教育を進めていくことが重要と考え、障がいを持つ方たちや高齢者などとの出会いやコミュニケーションを通じ、子どもたち自身が命の尊厳や人としての生き方について考え、それぞれの立場や信条を思いやり、互いに支え合うことの素晴らしさに気付く教育活動が進められるよう関係機関やPTAなどの関係団体、また地域の方々のお力添えもお願いしながら、学校における福祉教育を一步ずつ前に進めていくための支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

本町の社会福祉協議会の年間事業を見ますと、8番に地域福祉事業の推進ということで、地域福祉関係団体や小中学校へ講師の派遣や助成を行う中で、地域福祉に対する理解を深めてもらうとともにさまざまな団体と連携して、地域福祉の課題を解決していくための諸事業を推進していきますと、そんなふうにかかれていきます。

この中でせっかく勉強しているのであれば、生きた勉強、今までやったのが生きた勉強ではないということではありませんけども、実際に当地区には福祉会というのがありますので、そういう方々に本当に困っていること、考えていることをやっぱり子どもたちに聞いてもらうような場もあっていいのではないかなと私は思うけども、そのへんのところはどうでしょうか。あとでも結構でございます。回答は、そういうことも一考に入れていただいて、ぜひそういうこともやっていただければと思いますけども、私もそういうものが家族の中にいますけども、そういう、このところへ行きますとやっぱり、避難訓練はもうベッドごと運んだり、窓もすぐ窓から飛び出せるように窓を低くしたんですね、すぐまたげるように。そして、なんかある場合には、割って外へ出られるようにハンマーを置いたりとか、そういうこともやっております

けども、そういう生きた勉強をしていくためにはやっぱり福祉会の先生方に、直に子どもさんに教えてもらうことも、これも非常に大事なことだと私は考えますけども、ぜひそのへんのところも頭に入れていただいて、今後また一層、取り組んでいただければと思いますけども。ありがとうございました。

それでは質問5に移ります。質問5でございますけども、子育て支援について。

平成30年度末の予算の使い道によると特定教育・保育施設費として町内・町外の私立保育所で保育してもらうための費用として1億9,060万円計上されています。そして質問の内容は特定教育・保育施設費として町内・町外の私立保育所で保育してもらうための費用はすべて町からの費用なのかどうかということをも5-1で聞きたいと思っておりますけども、これについて回答をお願いいたします。国、県からの補助はないのかということも回答をよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

ご質問でございます国、県の補助でございますが補助金はございます。内訳といたしましては国庫補助は5,970万2千円。全体の31.3%を占めております。県費補助につきましては3,145万6千円で16.5%。保育料としていただきます利用者負担金が1,521万9千円で8%。それに町の負担金が8,421万8千円、44.2%という内訳になっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

この表からそういうことが読み取れませんでしたので、聞きました。そういうことで、もっと言えば、今、町からの持ち出し額があるということもおっしゃっていますけども、ぜひこのへんのところの、町の予算の使い道の掲載方法をちょっと検討していただいて、ぜひまた、よりよい方法でやられたほうがいいのではないかなとそんなふうに思っていますけども、検討していただきたいと思っております。

公立も私立もこれまでそれぞれの教育理念に基づいて、特色ある教育を実践しております。そしてたゆまぬ経営努力によって町民の多様なニーズに応じた教育機会を提供しております。そして社会貢献を果たしていると。そしてやっぱり本町に私立保育園が2園ありますけども、100人以上の保育園児がいると、そういうことでありますけども、やっぱりそういうことも含めて社会貢献を果たして、法的要求を遵守しながら毎日、子どもを育てていくと。そういうことで、ぜひこのへんのところの掲載の方法をご一考いただければと思いますけども、よろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時とします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は今回、2点の質問をしたいと思っています。

まず1点目、子どもたちの安全な学校生活についてということで、1点目は過日、スクールバスの運行中に具合が悪くなった児童がいました。下部地区の朝のスクールバスなんですけれども、その具合が悪くなった子が吐いてしまったということで、しかし運転手さんは運転をしなくてはいけないということでそのまま走って、周りの子どもたちは臭いとか、やっぱり子どもですからそれは仕方がないと思うんですけども、本人もかわいそうだし、周りの子たちもかわいそうだなというふうに私は思ったんですね。そのまま学校へ着いたということだったんですけども、時期的にインフルエンザとかノロとかの時期ではなかったんですけども、もしそういうふうなものを、そういう状況で吐いてしまったといったら大変なことになってしまうんですけども、例えばそういうときに運転手さんはちょっと停めて、吐いたものを片付けてくれるとか、そういう処置ができなかったのかなと保護者の間でも、そんなことがあったんですかという話で、もしなかったら困るし、ちょっと安心できないというような話も伺ったんですけども、そういう場合の取り決め、もちろん子どもが乗っているわけですから、そういうことだっただけで十分考えられるし、それから車に酔う子もいたという話も聞いているんですね。そういうときに運転手さんが、ほかの人たちがどういう対応をするのかということでは決めていなかったんでしょうか。そこをちょっとお聞かせいただきたい。今後のこともありますので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

スクールバスへ乗車中の児童生徒が体調不良を起こした場合の初期対応といたしましては、運転手は状況を把握し、必要に応じて車両を停車させ応急手当てに当たる場合、また体調不良となってしまった児童生徒によっては学校へ連絡し養護教諭等の指示を仰ぐ場合、またはその場から救急要請を行うなどの対応が決められております。

事後対応といたしましては、運転手は学校への報告と車内の後始末や必要に応じて車内の消毒を実施することになっており、現にそのような対応がこれまでも行われております。

ただいま渡辺議員さんからご質問があった件は、おそらく4月の中旬に下山小学校で起こった事例だと思っておりますが、この件に関しまして学校に確認をいたしましたところ、当日の運転

手の対応といたしましては、停車はしたそうです。停車をいたしまして、児童の口元を拭くなどの対応をし、場所が学校へ近かったということもありますので、そのまま学校に向かい、到着後に校内のスクールバス発着所におきまして、車内の清掃と営業所に戻っての車内の消毒を実施しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

口は拭いてくれたんでしょうけども、その吐いたものはそのままということ、やっぱりそこのところも、近いといってもほかの子どもたちも乗っているし、そこのところはもうちょっと、いくら近いとはいっても片づけるなりはしていただいたほうがいいのかなというふうに思ったんですけども、それで教育委員会はいいいという判断だったんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えをいたします。

この事案に限りましては、そのまま学校に行ってしまったということでありましたので、今後ケース・バイ・ケースになるうかと思うんですが、やはり、今、渡辺議員がおっしゃったような対応が必要であれば、やはり運転手にそのような対応をしてもらうことも当然、あり得ると思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は必要だというふうに思いますので、それでよかったのかと今、お聞きしたんですけども、いくら近いといっても吐いたものそのまま学校までというのは、私はどうかなというふうに思いますので、それはきちっと徹底をしていただかないと今後のこともありますので、ちょっと親御さんも安心できないなということだったので、それはケース・バイ・ケースといっても実際問題、そのまま学校へ行ってしまうということは、なんかあったときに、さっき言ったようにノロとかいろんな菌があるわけですから、子どもたちの安全のことを考えたら早急に対応したりということは必要だと思いますので、今後それは徹底していただかないと保護者も安心していただけないと思うんですけども、再度どうでしょうか。ケース・バイ・ケースとかと言っている場合は、私はないと思うんですけども。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

ただいまのご意見を参考といたしまして、今後の対応を考えたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもたちから聞いたら、それ以降、黒いビニール袋を車内に設置をしてくれたということで、子どもっていつ体調が、朝、大丈夫でも変わるということもありますから、やっぱり最初から子どもが乗っているバスということで、そういうものが設置してあったらよかったのかなというふうに思いますので、子どもたちも今度そういう黒いビニール袋があるということで、よくそういうことがあったので、学校からも家からも言われていると思うので、対応できると思いますので、あと重いカバンを持っている、私が訪ねたのは金曜日だったんですけども、子どもたちが帰るときにはランドセル背負って、袋を2つも持って、そして水筒をかけてということですので荷物が多くて、それでスクールバスに乗らなければいけないということで、荷物置き場がなく、自分の周りに置いてあるということで、それが窮屈だという話も伺ったので、それもちょっと検討してもらえないかなというふうに思いますので、きっとご存じだと思うんですけど、そういう金曜日と月曜日というのは、そういうふうに荷物が多いということは、特に1年生なんかはそういうものを抱えながらバスに乗らなければいけないということで、時間も迫っているしということで、ちょっと大変な思いをしている子がいるということも伺ったので、そういうものを置く場所とか、そういうことも今後、やっぱり検討していただきたいなというふうに思いますけども、そういう話はどうでしょう。聞いていないですかね。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

小学校のスクールバスの車内につきましては、乗車定員29名のところをこれは安全というようなことも配慮してのことなんですけど、22名の固定席だけでの運行を実施しております。ですので、補助席の部分にカバンを置くなどということも実際には対応ができますので、できる限りの対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもが言っていたんですけども、普通のバスみたいに上のほうに荷物置き場があると助かるなというふうに言っていたんですけども、そういう考えは、補助席、いちいち出し入れしなくてはいけないではないですかね。それだったら高学年の子もいるわけだから、荷物置き場があると助かるという話も子どもたちが言っていたので、そういうこともどうなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

現在、小学校で使っておりますスクールバス、これは統合前に補助事業で導入したもののなんですけど、渡辺議員がおっしゃるように高いところの荷物置き場というものも設置がしております。ただし、車両の事情によりまして全面的にその棚があるというようなことではございません。これは棚がないところには棚が付けられないという構造になっておりますので、そのところをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。では、そこに置こうと思えば置けるということですね。はい、分かりました。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

2点目なんですけれども、通学、学校で起きた問題ということで、保護者への情報提供という問題なんですけれども、これ以前に下山小学校でちょっとした、子どもがケガをしたという事故があったときに、保護者になかなかその情報が伝わらなかったということで一般質問でも取り上げて、やっぱり情報はきちっと伝えてもらいたいと。何があったのか親は心配で、どういう状況だったのかということが分からないと、やっぱり心配だということで、子どもに聞いてもよく分からないということなので、そういう保護者が不安に思っていることはきちっと学校なり保護者のほうに伝えていただきたいというお願いをしておきました。

また過日ですけれども、朝の登校中の児童がちょっとまた救急車で運ばれたということがあったということで、それは一体どうなっているんだろうという声が保護者の方からありましたけれども、子どもから聞いてもよく分からないと。何があったんだろうというのは、やっぱり不安に思うと思うんですね。そういう意味でも、学校でもそういうことについては、きっと校長先生のほうからお話があると思うんですね。こういうことがあったから皆さん気を付けましょうみたいな。だけどやっぱり子どもって何をするか分からないし、言っても分からないというところがあって、繰り返し繰り返し言わなければ理解してもらえないというところがあるので、やっぱり学校で言うのはもちろんですけども、家庭でもこういうことがあったから気をつけようねということで、親もそういうことを話題にして子どもたちに注意を促すということも私は必要ではないかなというふうに思っていました。

それで保護者からそういうこと全然、学校から連絡がないと。どうなっているのかという声を聞いたものですから、教育委員会に行ってそういう保護者の声があるということでお話しをして、ぜひ保護者のほうに連絡をしていただきたいということを行ったんですけども、昨日、確認をしましたら、いまだに来ていないというような話で、本当に学校のことが分からないというようなことも伺ったんですけども、このことは伝わっていないということなんですけども、これの経過を教えていただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ただいまのご質問は、この5月に下山小学校で起こった事案でよろしいでしょうか。

この件につきましては、その翌日に学校長から文書での報告がなされました。ただいま、渡辺議員からご質問があった保護者への周知というようなことにつきましても確認をしております。今回のこの事案につきましては、その内容を学校で十分把握した上で当該児童および、その保護者のお気持ちを最優先に考慮し、これを具体的に周知することで児童が登校しづらくなってしまふことを心配し、印刷物等で他の保護者へお知らせするというようなことは控える

というのが学校長の判断でした。

なお、登下校中のこの安全確保につきましては当然、児童への直接的な指導は行っており5月18日発行の学校だよりでは、保護者等に対しまして通学の安全確保とご指導、ご協力の呼びかけをさせていただいております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は別に文書で、具体的にこういうことが誰々が、どの子のこのことをいって出しているのではなくて、別にどこでもいいんですよ。こういうようなことがあったから、子どもがやったことだから、同じように子どもがやることだってあるではないですか。だからこういうことがあったから気を付けましょうというようなことを別に文書でなくてもいいから、親のほうに言っていただければ、親もそういうことかというふうに安心すると思うんですけども、子どもからそういう話を聞いて何があったんだろうという、学校から全然、情報がないということで、やっぱりどうなっているのかということで不信に思っている親もいるわけですから、そんなに詳しく、誰がどうしたということではないけれども、こういうことに気を付けようというようなことを、そういう情報がほしいという、ただそういう問題なんですけども、それも差し障りがあるということなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

今後も学校と保護者が集まる機会というのは当然、学期中にもあろうかと思えます。その際に必要に応じて、学校のほうからそのような話があるかもしれません。また保護者のほうから、それを具体的に学校にお尋ねいただいてもよろしいかと思えます。今回、この議会におきまして、このようなご意見をいただいたということも私どものほうから学校のほうへは当然、伝えるようにはしておきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そういう問題って素早い対応が必要なんではないかなと思うんですね。次に保護者会があったときとかではなくて、やっぱり子どもにこういうことがあったから気を付けようという話は、そういうことがあって、すぐにそういうことを注意するとか、そして保護者もやっぱり心配している保護者もいるわけですから、それは素早い対応というのが必要ではないかなと。親が忙しいですから、いちいちそういうことを学校に問い合わせしないではないですかね。ただ、どうしたんだろうねと親同士で心配しているぐらいで、それをわざわざ、どういう状況が分かるのに、わざわざ聞くという親は少ないんじゃないかなというふうに思うんですね。ただ、心配している親もいることだから安心をしていただくために、そういう家庭と学校との連絡を密にというふうに言っているわけですから、そのところはやっぱり、今回はそういう判断でや

らなかったということなんですけども、でも子どもから聞いて心配している親はいるわけですから、そういうのは機敏な対応をしていただきたいというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

先ほどの答弁と重なりますが、本日このようなご意見をいただいたということを学校のほうにしっかり伝えたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

前も私、教育委員会に行って、こういうことがあったので、親からそういう話が出ているので、情報がほしいと言ったときに学校に伝えますとってそのままだったという、そういう経過があるんですけども、では議会でこういう話が出たということで今後、検討していただくということで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今のお話の事案につきましては、先ほど来より課長が申しましたように、たまたま救急車を呼んだ当人の子ども、あるいはその親に配慮をしてという部分があったようです。あまりこの事案を取り上げて行るのが、学校としては教育上の配慮を考えてしないと。そういうような事情のようでございます。もちろんケース・バイ・ケースということがあるんですけども、当然学校とすれば児童あるいは保護者への安全の配慮、あるいは通常考えておくべき注意事項等は普段のいろんな指導から行っているわけでございます。今後においてもできる範囲の情報提供、またもちろんそれは教育に配慮したことをやった上でございますけれども、情報提供等はしていくように課長が申しましたように、お話しをするつもりでございます。たまたま、そういうことで今回の事案は、そういう事情があったということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。ただ、そういうことで保護者の方たちは心配をしている、そういう状況があるということは、頭に入れていただきたいと思います。

次、2点目ですけれども、子どもの貧困対策についてということでお尋ねをします。

2013年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が全会一致で成立し、その法律の第4条で地方公共団体の責務として、子どもの貧困対策について、当該地域の状況に応じた施策を策定し、および実施する責務を有するとしています。本町では昨年、このアンケートを実施しました。子どもの貧困についての実態調査、その結果の分析についてお答えをお願いいたします。

ます。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

本調査は昨年10月から11月にかけて、子どもの生活実態調査として実施いたしました。調査は保護者を対象としたものと児童生徒を対象とした2つの調査からなっております。保護者を対象といたしました調査につきましては、18歳以下のお子さんがある世帯643世帯を対象として実施いたしました。回収数は328世帯で回収率は51%となっております。児童生徒を対象としたものにつきましては、小学5年生から中学3年生までの326名を対象に実施し、回収数は309で回収率94.8%となっております。

ご質問の調査結果の分析につきましては、1つに先ほど議員も申されましたように貧困率がございます。貧困率は国が国民生活基礎調査により定めている基準、いわゆる貧困線に満たない世帯の割合を示したものでございます。国の貧困率は平成27年度のものでございますが13.9%となっております。山梨県におきましては、平成29年度におきまして10.6%となっております。本町における今回の調査結果を見ますと22.3%となっております。調査の回収率が51%でありますため、この結果が必ずしも本町の実態を正確に反映したものとは言い難い面もあろうかと思いますが、相対的に高い貧困率にあると推測しております。

そこで調査の設問の中で、「子どもの貧困対策における支援事業につきまして事業ごとにどの程度、重要だと思いますか」という質問項目がございます。そちらに特に注目をいたしました。回答の内容はすべての項目におきまして「すごく重要だと思う」「あるいは重要だと思う」を合わせた割合が7割を上回っております。特に上位に挙げられたものを見ていきますと子どもの医療費の助成、就学のための経済的援助、児童扶養手当、利用できる支援や相談窓口の情報提供、1つの相談窓口からさまざまな支援への連携という結果になっております。

本町では、これら上位に挙げられた項目につきまして、すでにながりの支援を実施しておりますが、今後さらなる支援事業の可能性の有無の検討も含め調査・研究を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。22.3%、私もこの結果を見まして驚きました。課長が言うように51%ということで、そうは言っても半分、回答しているということで、中央市も推進計画というのを立てているけども、中央市もやっぱりそんなに回答率ってよくなかったんですよね。そんなに回答率はよくないけれども、実際問題、半分の方たちがこういうふうに回答をしているということで、これはある程度の実態が分かるのではないかなと。その22.3%、それを今後どうしていくのかということを考えていけないと思うんですね。この結果の分析で、次の町としての対策ですね。これが、ではどこにどういうふうに力を、さっき課長がおっしゃったような医療費とか、そういう高い回答があったけども、本町は18歳まで医療費無料だし、それから子どもの義務教育においては、こういうパンフレットがありますけども、

本当にトップクラスの子育て支援をやっているというところで、それでほかにどんなことをやればいいのかというところで、やっぱり課題が出てきたんではないかなというふうに思っています。

中央市も具体的に子どもの貧困対策推進計画というのを立てていて、数値をきちっと入れて計画を立てているんですけども、支援事業の指標と数値目標というのを設定して取り組んでいるということで、本町はこういうような計画を、数値目標を設定して計画を立てるようなことは考えていらっしゃいますか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

私も中央市の子ども貧困対策推進計画というもの、すべてを読み込んだわけではございませんが、見させていただきました。内容といたしまして、私どもの身延町におきましては、中央市が今後取り組もうとしている事業のほとんど、もうすでに実施している状況でございます。これから数値目標を持った計画書の作成ですとか、取り組みをというようなご意見でございますが、今のところこれに準ずるような、中央市の計画のようなものを立てる予定は特に持っておりません。おりませんが、今回の結果を踏まえまして、今後どのような施策ができるかというようなことを調査・研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では、その2番の町としての対策はということで質問があるんですけども、それは今後、検討をしていくということで、ほかにももしお答えがあったらお願いしたいと思うんですけども。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

この調査結果が出ましたのが本年の3月でございます。それから役場内におきまして、教育や福祉部門の関係課により、この検討会を開催しております。この検討会では調査結果の分析、支援ニーズの調査・研究を進めるために行っているものでございます。

町としての対策につきましては、繰り返しになりますが、この貧困率が出る前にこの貧困問題を踏まえる中で先んじて本年度、4月から給食費の無料化を実施いたしました。また18歳までの保険診療の窓口負担の無料化、保育所、小中学校への入学時等の支度金の支給など、先ほど議員もおっしゃられましたが、全国トップクラスの支援事業を行っております。ですが検討会の中で今後さらなる支援事業の可能性の有無などを含めまして、調査・研究を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

3月に出たということで、今、6月ですからね、無理はないとは思いますが、やっぱり子どもの貧困、こういう実態があるので、やっぱりきちっと関係のところでは打ち合わせをする中で早急な対応が必要だと思えますね。私が考えた中でも、この答えにもあるけれども、向学館の学習支援、今、町としてやっていますけども、もっともっとこれを充実させる、塾が遠くて通えない、お金がなくて通わせられないというようなものもかなりありましたので、このところの向学館の学習支援の充実は、この町ではもっと必要なんではないかなとか、それから子どもたちの、身延高校生のバスの通学は無料ですけども、そのほかの子どもたちにどうするのか。それから返さなくていい奨学金のこととか、やっぱり就学に関する要望なんかもかなり出ていたと思うので、こういう要望に合わせて何ができるのかということで、早急に検討をしていただきたいなというふうに思っています。

子どもの貧困というのは、生活や成長にさまざまな影響を及ぼすために子どもの将来がそのまま、その生まれ育った環境によって左右されることがないように、そしてその貧困が世代を超えて連鎖することがないように、やっぱり町は義務教育に特化した、すごく力を入れてくれているんだけど、それだけではなくて、子どもたち全般にわたること、福祉とか、そういう面においてもやっぱりきちっと対応をしていかないと、この22・3ですか、この子どもたちの将来のことも考えると、やっぱりいろんな面で早急に対応していく必要があると思いますので、ぜひまだ2回ですか、精力的に重ねて、計画というものは出さないということなので、では何が必要なのかということで検討をしていただきたいと思います。

町としていろんなことをやっているということで、それは理解をしているんですけども、子どもの医療費の助成ということで、これはたくさんの要望があったということで、それは今後この18歳までの医療費の補助を継続してほしいというような親の思いだと思えますね。それとあと今、子どもの入院時における食事代の補助が出ていないということで、甲府市とかいくつかの市、それから町段階ではお隣の南部町でもこの入院時における給食費の補助、これが出ている、かなり前から出ているというような話を伺っております。これは南部町に伺ったら年間7万円から10万円ちょっとということで、そんな大きな額では、なんか流行があったりすると額が増えるけども、たいがいそんなに10万円前後というようなお話も伺っていて、それで保護者の皆さんに喜ばれているということなので、この食事代の補助、これもぜひ検討に入れていただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

ご質問にありますように、医療費の助成につきましては、身延町では保険診療の窓口の無料化、これを実施しているわけですけども、さらにこの要望といいますか、それが重要だというようなご意見が強かったということで、これはこの事業を今後、ずっと継続してほしいというような意味合いも込められているのではなかろうかと私のほうも推測しております。そこで、こういった助成事業につきましては、一過性で終わらぬようにぜひ続けていきたいというふうには考えております。

それからご指摘いただきました入院時の食事療養費につきましては、県内の主に市です

ね、あとは隣町の南部町、昭和町等で実施されているということは私も承知しております。先ほど申し上げました教育、福祉、関係課を含めての検討会の中でこちらも含めて検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ぜひ、このことは検討していただきたいと思います。このことに関して町長、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

いつもお振りいただいて、ありがとうございます。

課長が答えましても私が答えましても、これは執行部でしっかり検討して答えさせていただいています。ただ、先ほども議員がおっしゃっていただいたように子育て支援につきましては、日本でもトップクラスというふうに私も自負しておりますし、私のコンセプトといいますと、学校ではお子さんを町が責任を持って預かって子どもさんをしっかりと教育、育てていく。ただ、家庭ではやっぱり家庭の保護者の責任というものもありますので、そこはやはり負担すべきところはしていただく。とは言いましても、関係課による検討会の中で支援策等について、今、検討していますので、その意見も聞きながら、対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろんそうなんですけども、子どもの養育にとって家庭とか親とか保護者、その責任が大事なことは言うまでもないですけども、実際に貧困に陥っている子どもたちがやっぱり憲法25条で保障された健康で文化的な生活、これをどういうふうに社会的に保障するのかというところで、そうすると学校教育だけではなくて、そういう医療面とか、そういうもので社会的に保障することが私は今、貧困に陥っている子どもたちに対して、最優先されるんじゃないかなと。家庭だとか行政だとかということではなくて、今、22.3の子どもたちをどういうふうに救っていいのかということを真っ先に考えていかなければいけないし、その最優先にした考え方が行政に求められているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこのところは今後検討会の中で、お隣でもやっていることですので、そんなにお金が、予算がそんなにかかるということではないものですから、ぜひこのことは検討していただきたいと思います。

最後に子どもがいる世帯に対する国保税の減免ということで、これは国会でも議論になっていて、共産党の小池晃議員が子どもが多い世帯が所得がなくても重い負担になると。昔の人頭税そのままではないかというような、やりとりをしていました。所得がなくても均等割が課税されると、もう本当に重い負担になりますよね。子どもが多ければ多いほど負担になるというのは子育て支援にも逆行することだし、それからその子どもの貧困、今、直面している子どもの貧困に対してもやっぱり逆行することではないかなというふうに思っています。これは戦前

の人頭税を引き継いだもので、納税能力に関係なく、すべての国民1人につき一定額を課す税金で明治36年に廃止されたものを引き継いだ制度だということで、均等割が課税をされています。国ではなかなか進まないものですから、全国では北海道の旭川市とか埼玉県のみどり野市、富士見市、それから横浜市など、まだありますけれども、子どもの均等割の減免、それから免除、こういうことが実証されています。私はやっぱり国保税、少し安くなりましたけども、まだまだ高いという現状がある中で、子どもがいればいるほど負担が重くなるというのは、やっぱりちょっとおかしいことだなと思いますので、本町でもこの子育て支援に関してもそうだし、それから子どもの貧困対策に対してもそうだと思うんですけども、子どもがいる世帯に対する国保税の減額免除の制度、これがぜひ私は必要だと。県内ではないので、ほかの例ということもちょっとできないんですけども、でも全国ではかなりのところでやっていますので、ぜひ本町でもこのことを実施していただきたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

お答えいたします。

国民健康保険税の算定につきましては、会社員などが加入する健康保険組合などと違い所得金額の多少にかかわらず、加入者1人当たりで負担していただく均等割と1世帯当たりで負担していただく平等割があり、この2つを合わせた応益割がおおむね国保税の50%となるように設定されております。

このようなことから加入世帯員が多くなるほど負担していただく国保税が多くなる仕組みであることから、低所得者に対し所得に応じて均等割、平等割に対して7割、5割、2割の軽減制度が設けられています。この軽減制度は加入者が1人増えるごとに5割軽減では27万5千円、2割軽減では50万円、それぞれ軽減対象となる所得が拡大する制度となっています。したがって、加入者が増えることに伴って軽減対象所得が拡大する、この軽減制度で対応していると解釈いたします。

なお、全国知事会からは平成29年度におきましても、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置の導入について、地方からの提案・要望ということで国に提出されています。この提案に対しまして、国では現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくとしていますので、国と地方の協議について情報収集に努め、慎重に議論を見守るべきものと認識していますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ご理解といっても、結局どう考えているんですか。国会ではなかなか進まない、だから今言ったようなところで、やっぱり所得がなくても均等割が課税されると大変高い金額になるということで、いろんなところでこういう減額免除の制度が実施されているわけですね。これに対して、町としてはどういうふうに考えますかということを行っているんですけども。

○議長（柿島良行君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

仮にご提案された子どもの均等割の減免制度を導入した場合には、減免された額を誰が負担するのかという財源の問題も生じます。昨年9月に策定されました山梨県国民健康保険運営方針では、地方単独の保険税の軽減に対する一般会計からの繰入金に対しましては、削減解消の対象となっています。ご存じのように新しい国保制度はこの4月から動き出したばかりであり、将来は国保税の県内一本化も検討されております。したがって、県や他の市町村との関係もあることから慎重に考えていかなければならないと思っております。

また税は公平であることが求められますので、町独自の保険税の軽減措置については、被保険者の理解を得るためには広く議論も必要となってきますので、今後、調査・研究を実施していきたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

国は子どもが多い自治体には予算を付けましたよね。子どもが多い自治体にね。だから本来は国がきちっとこういうことをしてくれればいいと思うんだけど、本町みたいに子どもが少ないところには予算がまわってこないですよ。けども、こういう貧困で低所得層の多い本町みたいなところはやっぱり、国保税が高くなってしまおうという必然があると思うんですね。そういう中で、やっぱり子どもの貧困とか率とか考えた場合には、関係機関とのいろんな関係があるのかも分からないけども、本町の現状を考えたときに私はこれは今すぐとは言わないですけども、考えていかなければいけない問題ではないかなというふうに思いますので、よそがどうのこうのではなくて、この町の住民を守るのはこの町ですから、ぜひそのところはきちっと考えていただきたいと思っておりますけども、町長どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど来、課長が答弁したとおりでございますけども、新国保制度も4月から、まだ動き始めたばかりでして、状況ももう少し経ってみないとどういう方向へいくのかということもありますので、そのことも踏まえながら、議員からの意見ということで受け止め、今後検討をしてまいりたいと思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では、ぜひ今後検討していただきたいということで要望して、私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

以上で本日の議事日程は終了しました。
本日はこれをもちまして散会といたします。
ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。
ご起立をお願いします。
相互に礼。
ご苦労さまでした。

散会 午後 1時53分

平成 3 0 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 5 日

平成30年第2回身延町議会定例会(3日目)

平成30年6月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度身延町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第5 報告第4号 平成29年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第47号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第50号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第51号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第52号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第53号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第54号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第55号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月幹也	副町長	瀧本勝彦
教育長	鈴木高吉	総務課長	笠井祥一
会計管理者	村野浩人	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	熊谷司
福祉保健課長	穂坂桂吾	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	望月真人
建設課長	水上武正	土地対策課長	埜村公文
環境上下水道課長	羽賀勝之	下部支所長	望月由香里
身延支所長	柿島利巳	学校教育課長	伊藤克志
生涯学習課長	深沢教博		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

田中一泰議員から欠席の届が提出されておりますので報告をします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表としてお手元に配布したとおりです。

本日は提出議案の質疑、委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり、議案第47号から議案第49号までおよび議案第53号を各常任委員会に付託を予定しています。このうち議案第49号は連合審査を予定しています。このため、質疑は大綱のみに留めてください。

また報告第1号から報告第5号、議案第50号、51号、52号、54号、55号および諮問第2号から諮問第4号までは委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度身延町一般会計補正予算（第1号））の質疑を行います。

質疑ありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

防犯カメラの設置について、たしか総務課職員とのトラブルで暴力的な行為があったためにこういうものを設置するというお話があったと思うんですが、この詳細についてはここで説明はしていただけるでしょうか。もし無理であれば結構です。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

具体的なトラブルの内容ということでございますけれども、先ほど議員のほうからも出たんですけれども職員に対します暴言の末に、対応していた職員が落ち着くようにその方に促しましたところ、突然その職員に対して唾を吐くというふうな行為を行ったということで警察のほうにも通報したという事案がございました。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この防犯カメラを設置したことによっていろんな情報が得られるわけですけども、それが例えば警察沙汰になった場合に証拠になるのかどうか、そのへんは。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

この防犯カメラにつきましては非常に画質のいいカメラでございまして、また24時間連続録画が可能となっております。また6日以上以上の保存も可能となっておりますので、何かそういった事案が発生した場合につきましては、警察のほうに証拠として提出できるものでございます。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありますか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

教育費の総合文化会館、この防水工事の件ですが、これは建築以来、年数も経っているんですが、たまたま私が役場に来たときに中富の中央公民館長が大きなバケツへ屋上の藻を運びながら出てきたと。そして現場へ行ってみましたら結局、天井排水が詰まってしまって、十分な排水ができない。そして天井の藻がかなり厚く生えていたと。これは日ごろの管理によっては、こういったことが生じないんじゃないかと思うんですが、この管理は今までどのようにされていたのか伺います。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えさせていただきます。

多くの施設が完成から長期間を経て経年劣化の状況が進んでおります。現在2年に一度の特定建築物定期検査を実施しておりますが、点検間隔が空き日常の通常目視では不良個所の早期発見が難しい状況となっております。特に高所の点検などは安全装備の装着など専門業者への委託を検討し、今後さらなる施設の安全管理に努めてまいります。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

この総合会館の問題だけでなく、やはりこういったスラブ式の建物においては、やはり日ごろの定期的な管理が必要だと思えます。十分な排水が取れるような、点検だけは怠ってはならないと思えます。今後の、総合会館だけでなく町の所有するスラブ式の建物においては、この天井排水を十分点検するようお願いして質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

先ほどの防犯カメラの設置でございますけれども、この設置に関しての運用基準等は制定されたのかどうか、そのへんをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

基準については設置をしております。

○2番議員（伊藤達美君）

制定されたと。

○総務課長（笠井祥一君）

そうです。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

日程第5 報告第4号 平成29年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結といたします。

日程第6 報告第5号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結とします。

日程第7 議案第47号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

日程第8 議案第48号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員(芦澤健拓君)

この議案第48号は総務産業建設常任委員会に付託されております。私は教育厚生部の常任委員ですのでお伺いします。

○議長(柿島良行君)

芦澤議員、個別の質問になりますか。

○9番議員(芦澤健拓君)

個別というか、この該当者がいるのかどうかをお聞きしたかったんですけども、それはこの間、ないということだったので、この条例の運用についてお聞きしたいと思ったんですけども。

○議長(柿島良行君)

総務産業建設常任委員会に付託を予定しております。現在、常任委員会の開催方法が教育厚生常任委員も傍聴……。

○9番議員(芦澤健拓君)

連合審査になりますか。

○議長(柿島良行君)

いいえ、傍聴として出席をして質問ができることになっておりますので、そちらへまわしていただけますか。

○9番議員(芦澤健拓君)

ここでは、まずいですか。

○議長(柿島良行君)

個別になりますので、委員会でやってほしいです。

委員会で質問する機会がありますので。

○9番議員（芦澤健拓君）

それは、でも傍聴者として出席するだけですから。

○議長（柿島良行君）

そこで質問もできることになっておりますので。

○9番議員（芦澤健拓君）

本会議ではいけませんか。

○議長（柿島良行君）

委員会へ付託しますので、委員会の中で詳細について質疑をよろしくお願ひしたいと。

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

日程第9 議案第49号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

日程第10 議案第50号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

日程第11 議案第51号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

日程第12 議案第52号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

日程第13 議案第53号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

日程第14 議案第54号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

日程第15 議案第55号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

日程第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第17 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

は人事案件のため質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第2号、第3号および第4号の質疑は省略します。

お諮りします。

議案第47号から49号、議案第53号は、お手元に配布した議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

これをもちまして、本日の議事日程は終了しました。

なお、これから引き続き現地調査、午後からは各常任委員会となっていますので、よろしくお願ひします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時23分

平成 3 0 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 7 日

平成30年第2回身延町議会定例会(4日目)

平成30年6月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例等の一部を改正する条例)
日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度身延町一般会計補正予算(第1号))
日程第6 議案第47号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
日程第7 議案第48号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第49号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第2号)
日程第9 議案第50号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第51号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第52号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第53号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第54号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第55号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第16 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第17 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 議案第56号 財産の取得について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月幹也	副町長	瀧本勝彦
教育長	鈴木高吉	総務課長	笠井祥一
会計管理者	村野浩人	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	熊谷司
福祉保健課長	穂坂桂吾	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	望月真人
建設課長	水上武正	土地対策課長	埜村公文
環境上下水道課長	羽賀勝之	下部支所長	望月由香里
身延支所長	柿島利巳	学校教育課長	伊藤克志
生涯学習課長	深沢教博		

5.職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は議案1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した議案第48号および議案第49号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、上田孝二君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（上田孝二君）

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第48号および議案第49号についての審査報告に対する質疑を打ち切ります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託しました議案第47号および議案第53号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、野島俊博君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（野島俊博君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第47号および議案第53号についての審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度身延町一般会計補正予算（第1号））の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度身延町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第47号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第48号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第48号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第49号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第49号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第49号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第50号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第50号 平成30年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第51号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第52号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第52号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第53号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

議案第53号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第54号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第54号 平成30年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第55号 平成30年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第16 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第17 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案については、人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第2号、諮問第3号および諮問第4号については討論を省略し、直ちに採決に入ることとします。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任と意見を付すことに決定しました。

お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任と意見を付すことに決定しました。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任と意見を付すことに決定しました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、議案1件が追加案件となっています。

この案件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加案件は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案第56号 財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは追加提出議案第56号について、提案理由を説明申し上げます。

財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 財産の種類 動産(消防用備品)
2. 物品名及び数量 普通消防積載車 3台
3. 契約の方法 指名競争入札による契約
4. 購入金額 2,061万円
5. 購入先 山梨県南巨摩郡身延町常葉322番地1
有限会社 下部自動車
代表取締役 切金修司

平成30年6月7日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両代替計画に基づき、身延町消防団に配備された小型動力ポンプ積載車を更新する必要が生じました。ついては、地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の内容につきましては、財政課長より説明を申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第56号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第56号 財産の取得について内容説明をさせていただきます。

この財産の取得は、町内に配備してあります消防積載車を身延町消防団消防車両代替計画に基づき更新するものであります。

契約の方法であります。指名競争入札による契約であります。

2枚目の議案第56号関係資料をご覧ください。

買入れようとする財産は普通消防積載車3台であります。

予定価格は2,291万6,723円であります。

入札年月日は平成30年5月31日。

入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、指名業者7社中3社が辞退したため記載してあります4社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

落札者は有限会社下部自動車で消費税、重量税等非課税費用を含んだ2,061万円で5月31日、仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成30年12月14日。納入場所につきましては、身延町役場本庁舎であります。

配備先につきましては1台目が下部第1分団第4部（波高島地区）、2台目が下部第3分団第1部（大磯小磯地区）、3台目が身延第3分団第5部（大城地区）であります。

また導入しました概要につきましては記載のとおりであります。車両と艀装一式であります。

以上、議案第56号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

これから議案第56号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑はありますか。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

配備先が3カ所あるわけですが、現在使われている、代替しようと思われる積載車の導入年はいつごろか、およそ何年経っているのかということが1点と、もう1つ、たぶん含まれていないと思うんですが、それに載せる可搬式ポンプというのは、それに含まれているのでしょうか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

1台目の下部第1分団第4部（波高島）の車両につきましては平成6年3月。2台目の下部第3分団第1部（大磯小磯）の車両につきましては平成6年12月。3台目の身延第3分団第5部（大城）の車両につきましても平成6年12月で、下部第1分団第4部のものが24年、現在経過。下部第3分団第1部、身延第3分団第5部の車両につきましては23年の経過をしております。本年度、すべて24年経過のものとなります。

本車両につきましては、可搬ポンプの更新はございませんで、車両の更新のみとなっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

この車両入替について、ちょっと伺います。

今お聞きしましたところ3地区とも平成6年の車歴ということですが、まずこの入替基準が国、県、また町の基準はどのような形で入れ替えるのか。

またこの予算の中で国の補助金がどの程度、出るのか。

それからこの可搬式等については、ディーゼルまたはガソリンとありますが、車両自体はいわゆるガソリン車よりディーゼル車のほうが高いわけです。ですからこのへんが、ただこの予算の中でディーゼルが入るかどうか。

それから3地区の中で、下のほうに4速のオートマチック1台とありますが、どの地区で、やはりそうした要望があって入れ替えるのか、その点について伺います。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

車両の更新計画につきましては、国、県というような形での基準はございませんけれども、町におきましておおむね20年を経過した車両についての更新を計画に基づいて行っております。

国において現在、補助制度等はありませんので、町の単独費および起債等の借り入れによる購入となっております。

車両のエンジン形式につきましては、おおむねディーゼルのものが多いわけですが、車両形態に基づいてガソリン、またはディーゼルが選択できるような形にさせていただいております。

それから変速形式につきましてはですけども、消防団への意見聴取をいたしまして、今回は5速マニュアル車につきましては下部の1分団4部と3分団1部、それからオートマチックにつきましては身延の3分団5部からの要望がありましたので、そのような配備とさせていただくよ

うになりました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

ただいまの交通防災課長が財源についてお答えをしたんですが、起債につきましては過疎対策事業債で対応したいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

当然、車歴が左右するわけですが、ただ結局、起債を当て込んで、ここに充てると。だけど実際、こうやって平成6年の車であっても、走行距離自体を見ますとおそらく1万キロは走っていないと。そして過去にも廃車をした車を拝見しましたところ、いわゆる車の性能においてはなんら支障をきたさないような車両がこうやって入れ替えると。これはやはり、町のこうした防災設備が必要は必要なんです、果たしてそのへんをもう少し見直す必要もあるんじゃないかと思うわけです。せっかくこうした計画ですから、今回入れ替えるにしても、今後の計画は車歴だけでなく、総合的な判断のもとにこうした備品はそろえるべきだと。やはり防災の機器にしても、車だけではなくて全般的にもっと必要なものがあるんじゃないかと。総合的な判断をする必要もあると思うわけです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

川口君、今の質問で答弁を求めますか。

○12番議員（川口福三君）

いいです。

○議長（柿島良行君）

要望と意見ということでよろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

これから議案第56号 財産の取得についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第56号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、大変お疲れさまでした。

平成30年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は6月1日に開会され今日までの7日間、柿島議長のもと私どもの提案いたしました18件の提出案件に対しまして真摯にご審議をいただき、ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本議会でご議決いただきました平成30年度補正予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合って最善を尽くしてまいりますと同時に、町民の皆さまから一点の疑義も持たれることのない行政運営を行ってまいります。議員の皆さまには今後もなお一層、厳しくも温かいご指導をいただけますようお願い申し上げます。

昨日、梅雨入りし今まさに季節の変わり目でございます。議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で住民福祉向上のため、ますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期7日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝申し上げます。

町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識するとともに住民福祉の向上、町の活性化など町が抱える多くの課題に積極的に取り組み、安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

町長をはじめ執行部の皆さまにはなお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、平成30年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時48分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野和紀が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上